第5章 整備の基本理念と基本方針

5-1 基本理念

史跡犬山城跡には、天守をはじめ、特徴的な縄張りを構成する曲輪、石垣、土塁、堀、切岸、堀切、 道等、往時の姿を明らかにする要素が残っている。

本丸に所在する木造天守は現存最古であり、国内に現存する5つの国宝天守の一つとして、文化財的、学術的に非常に価値の高いものである。また、犬山市のシンボルであると同時に、これまで城下町のまちづくりの核として機能してきた。

史跡犬山城跡の価値を高めながら、その魅力とともに広く伝え、恒久的な保存を図るための整備の 理念と基本方針を以下のように設定する。

整備基本計画の理念

- ●犬山城をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ
- ●犬山城が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができる空間を創造する
- ●犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、その歴史的変遷や発展の過程を学習し、体感できる場を 創出する
- ●犬山城の新たな価値の発見と魅力の発信により、犬山市のシンボルとしての価値をより一層高める
- ●誰もが安全かつ安心して犬山城の価値や魅力を体感できるような施設環境を整える

5-2 基本方針

基本理念に基づき、次のとおり基本方針を定める。

整備の対象とする時期は、原則として、近世城郭としての最終形であり、古写真、絵図、文献による検証が可能な、幕末から廃藩置県により犬山藩が廃止されるまでとする。

●犬山城をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ

- ① 継続的な調査研究の成果に基づいた、遺構の保存、修復のための計画的整備の実施
- ・ 遺構の分布及び状態を把握するための発掘調査を計画的・継続的に実施する。
- 発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための修復整備を実施する。
- ・ 史跡の本質的価値である石垣については、石垣カルテ等現状把握のための調査を実施し、修理 の必要性や優先性について検討し、保存に向けた整備を計画的に実施する。
- 来訪者動線上にある崩落等の危険性の高い石垣については優先的に修理を実施する。
- ・ 将来的な遺構の保存及び公開・活用に向けた整備にあたっては、犬山城および城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、教育普及等を行っている公益財団法人犬山城白帝文庫とのさらなる連携を図っていく。

●犬山城が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができる空間を 創造する

- ① 犬山城の特徴的な縄張り構造を現代によみがえらせる
- ・ 城前広場付近から天守に至る大手道は、犬山城の縄張り構造を知る上で重要な要素であり、史 跡の本質的価値を構成する要素である。犬山城の特徴的な縄張り構造をよみがえらせるため、 縄張り構造を構成していた櫓、門、大手道等のうち、発掘調査の結果、史実に基づく復元あるい は遺構平面表示が可能なものについては、本質的価値の顕在化に伴う整備を検討する。

② 城内への出入口、正門としての大手門枡形跡の顕在化

・ 大手門枡形という犬山城の正面入り口としての役割、往時の姿を伝えるための遺構を顕在化する整備や来訪者の案内や犬山城の体系的な解説等を行う施設の設置を視野に入れ、発掘調査に加えて絵図や古写真、史資料等による歴史的な考察を行う。

③ 城郭内の建物跡の復元検討や遺構表示など公開や展示への反映

・ 礎石が残る七曲門等門跡をはじめ、絵図、古写真、史料等の記録が残る城郭内の建物跡等については、考古学的、歴史学的調査を実施し、まずは遺構の残存状況の把握を進める。発掘調査等の成果により位置づけが明確になったものについては、復元や遺構表示等による顕在化を図るとともに、調査成果の公開や展示への反映などを行う。

●犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、その歴史的変遷や発展の過程を学習し、体感できる場を創出する

① 犬山城大手門枡形跡 (犬山市福祉会館跡地) の整備

- ・ 犬山城の価値と魅力の発信拠点として、「価値の顕在化を図る場」、「情報発信の場」、「学びの場」、「憩いの場」、「集いの場」という5つの側面から検討する。
- ・ 史跡犬山城跡へのアクセスルート上に所在する他の施設の役割についても検討し、既存の施設との棲み分けを考慮して施設の機能を検討する。
- ・ 最新の技術を活用した情報発信についても並行して検討する。
- ・ 障害のある来訪者に向けた音声案内や点字、触れることのできる説明施設や映像等による解 説を充実させる。
- ・ 整備内容については関係委員会で十分審議するとともに、市民等からの意見を踏まえて検討 する。

② 史跡としての遺構保存と歴史的景観の創造

・ 史跡の本質的価値を阻害する要素が存在する場合、建物の老朽化や史実に関係のない施設等が歴史的景観や環境を損なっている場合については、それら施設がその場所にある必然性と 史跡としての遺構保存、歴史的景観の創造について検討を行ったうえで、撤去、移設、再配置 等の措置を講ずる。

③ 多方向からの犬山城への眺望景観の維持と遺構保存

- ・ 名勝木曽川に指定されている範囲においては、名勝としての景観保全と周辺環境から城への 眺望景観の両方を担保すべく、植生管理に努める。
- ・ 石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる管理対象木への対応として、樹木調査の成果を基に策定した植生管理方法に基づき、計画的な伐採管理及び日常管理に努める。

●犬山城の新たな価値の発見と魅力の発信により、犬山市のシンボルとしての価値をより一層高める

① 名勝・史跡・国宝の三位一体を意識した整備

・ 国宝天守、地形を利用した立地と縄張りにより堅固な防御を可能にした城郭構造、城山の背後を流れる名勝木曽川、これら3つの要素を兼ね備えているのが犬山城の特徴であり、この3つの価値をまちづくりに活かしていく。

② 城下町から城郭への連続性のある動線の整備

大手門枡形跡の公開整備を行う際には、大手門を通って城内に入るという当時の動線が感じられるようなルートや説明板、サイン等の案内施設の充実を図る。

第5章 整備の基本理念と基本方針

③ 周辺施設との連携を通じた価値の継承、郷土愛の醸成

・ 市域に所在するさまざまな種類の歴史文化施設、教育機関、等との連携を強化し、周辺地域 への回遊性の向上も含めて、犬山城の歴史的・文化的価値の継承、郷土愛の醸成に資する企 画・催事等を検討する。

④ 犬山城を核とした城下町としての一体的な活用

・ 史跡指定地外の犬山城下でも、絵図や古記録等などから犬山城の価値に関連する要素が遺存 している可能性のある場所においては、遺構の分布及び状態を把握するための発掘調査を実 施し、犬山城との関連性が明確になったものについては史跡犬山城跡や城下町との一体的な 活用を検討する。

●誰もが安全かつ安心して犬山城の価値や魅力を体感できるような施設環境を整える

- ① 現代のニーズに対応した活用施設の整備
 - ・ 来訪者の快適性確保、見学の際の安全対策など、誰もが安全かつ安心して見学できる施設整備を検討する。
 - ・ 天守入口のテントについては、天守の正面外観の美観を維持し、入城管理の効率化、来訪者 の快適性の観点も考慮した代替施設を整備する。
 - 来訪者のための安全で分かりやすい動線を確保する。
 - ・ 来訪者の安全対策として、転落防止の柵、防災のための施設等を設置する際には、歴史的景 観に配慮し、遺構に影響を与えないように配慮する。
 - ・ 計画策定、施設等の設計に際しては、遺構の視認性、地下遺構の保存への影響が軽微な場所 を選定して、可能な限り段差の解消に努めるとともに、さわれる展示物の設置、説明板につ いては音声案内や点字を導入し、板面も色覚多様性に配慮した配色とする、車イス利用者に も読みやすい高さとするなど、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮する。

6-1 全体計画及びゾーニング計画

整備基本計画の立案にあたっては、計画対象範囲である史跡指定地及び追加指定候補地(犬山市福祉会館跡地)に加え、公開活用及び既存施設との連携の点から犬山城の周辺エリアも含めるとともに、旧大手門まちづくり拠点施設の将来的な史跡追加指定も想定して検討する。

(1)全体計画

「第5章 整備の基本理念及び基本方針」の「5-2 基本方針」に基づき、計画対象範囲を遺構の保存、歴史的価値の伝達と体感、そして景観保全の観点から、後述するゾーニング計画に示す a~cの3ゾーンに区分し、史跡犬山城跡の保存ならびに、国宝犬山城天守や名勝木曽川との一体的な活用が実現できる空間を整備する。

なお、追加指定候補地である「犬山市福祉会館跡地」については、遺構の保護及び顕在化を主体と した整備を進める。

また、名鉄犬山駅周辺や本町通り、犬山城第1~第3駐車場については、犬山城の公開活用のための動線であり、必要に応じて連携を図る施設として活用するための整備を行う。

(2) 整備範囲のゾーニングと各ゾーンの整備方針

前項で示した考え方を基に、以下のようにゾーニングする。史跡指定地内は、「a. 遺構保存整備 ゾーン」、「b. 景観保全ゾーン」、追加指定候補地は「c. 犬山城入口ゾーン」に区分する。

なお、「城山」に位置し、犬山城の遺構や縄張構造が良く残る「a. 遺構保存整備ゾーン」は、犬山城の管理・活用のために利用される用地と、公益財団法人犬山城白帝文庫、神社(針綱神社、三光稲荷神社)の用地では土地利用状況が異なるため、「a. 遺構保存整備ゾーン①」、「a. 遺構保存整備ゾーン②」に分けて検討する。

また、「c. 犬山城入口ゾーン」は史跡指定地と同様の扱いとして、遺構の保存と将来的な公開・活用を検討していく。

6-1 全体計画及びゾーンニング計画

表 6.1 整備範囲のゾーニング

X 0.1 正冊単四ツノ 一 マノ						
ゾーニング						
	a. 遺構保存整備ゾーン	1	a.1 本丸			
			a. 2 杉の丸			
			a. 3 大手道			
			a. 4 城山外縁			
化合业品		2	a.5 犬山城白帝文庫 ※樅の丸			
指定地内			a.6 神社(針綱神社・三光稲荷神社)			
			※杉の丸の一部、桐の丸、松の丸			
	b. 景観保全ゾーン	b.1 犬山丸の内緑地				
		b. 2 犬山城前広場(犬山市体育館跡地)				
		b. 3 道路				
追加指定 候補地	c. 犬山城入口ゾーン	c. 1 犬山市福祉会館跡地				

※旧大手門まちづくり拠点施設は、建物除却後に発掘調査等の追加指定に向けた取り組みを行う

ゾーン ゾーンの概要 整備方針 本ゾーンは史跡犬山城跡の本質的価値を構成す ・史跡犬山城跡として適切な遺構の保存を図る る石垣や堀などの遺構が現存し、今後も当時の ことに加え、公開・活用を目的とした整備を推 縄張を実感できるゾーンとして遺構の保存と公 進する。 а 1 開・活用に向けた整備に重点を置く地区である。 保存すべき対象遺構は、石垣、堀、土塁、切岸、 本丸 本ゾーンには国宝天守が現存する「本丸 (a.1)」、 地下遺構等とする。 一般公開はされていないが、貯水槽やポンプ室 ・遺構の保存整備に先立ち、往時の状況や保存状 а 等の防災設備、券売所や倉庫などの公開のため 態を確認するための調査を実施する。 2 а 杉 に必要な諸施設が配置された「杉の丸 (a.2)」、 ・遺構の保存整備は、調査結果を踏まえて優先度 遺構保存整備ゾーン① 本丸までの主要な来訪者動線として活用されて の高いところから計画的に実施する。 丸 ・公開・活用を前提として、来訪者動線の安全性 いる「大手道 (a.3)」、犬山城の自然地形を生か と快適性の向上、説明・案内板の充実を図る。 3 した防御施設が配置され、落石保護ネットやコ ンクリート擁壁などの土砂防災に関わる諸施設 ・犬山城の価値を減じているもしくは景観に影 道 が整備されている「城山外縁 (a.4)」が含まれる。 響を及ぼしている諸施設は、目的を整理した a_. うえで除却や移転を検討する。 4 ・遺構の保存、名勝木曽川としての風致に配慮し 城 Ш つつ適切な植生管理を行う。 ・防災や活用のために必要な諸施設や設備は、そ の機能が十分に果たされるよう、老朽化したも のについては更新を図る。

		本ゾーンは、大山城が現在に至る変遷の中で付	・史跡犬山城跡としての公開・活用は行われて
		加された史跡と一体をなすものとして位置付	いないが、史跡犬山城跡の縄張を構成する曲
	а	けられる「犬山城白帝文庫(a.5)」と「神社(a.6)	輪であるため、石垣を主体とした遺構の保存
	5	(針綱神社・三光稲荷神社)」で構成される。	のための整備を行う。
	犬山	現在は城郭としての整備や公開は行われてい	・保存すべき対象遺構は、石垣、地下遺構等と
	城	ない。	する。
	白帝	a.5 は樅の丸に該当し、本丸等と同様、史跡犬	・遺構の保存整備に先立ち、往時の状況や保存
a _.	文庫、	山城跡の本質的価値を構成する石垣などの遺	状態を確認するための調査を実施する。
遺構	a _.	構が非常に良好に保存されているが、一般の立	・遺構の保存整備は、調査結果を踏まえて優先
保存	6	ち入りが制限されている。	度の高いところから計画的に実施する。
遺構保存整備ゾー	神社	「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計	・一般の立入が可能な「神社 (a.6)」について
	· 針	画」における「史跡の現状変更の取扱方針」で	は、遺構の保存整備のための調査によって遺
2	細	は、「建築物・構造物及び工作物の新築、増築、	構の詳細が明らかになった場合には、説明・
	神社	改築等について、原則認めないが、所有者が管	案内板の設置を検討する。
	三光	理上必要とする施設及び神社所有地における	・遺構の保存、名勝木曽川としての風致に配慮
	三光稲荷神社	宗教活動に関わる施設については、遺構の保存	しつつ適切な植生管理を行う。
	神社	が確実に図られており、景観に影響がないもし	・防災や活用のために必要な諸施設や設備を設
		くは軽減措置が施してある場合においては、認	置する。
		めることもある。」としている。	・遺構の保存管理及び施設整備等については、
			所有者と十分に協議したうえで実施する。
	b _.	本ゾーンは市民の憩いの場となっている都市	・史跡の範囲であることが来訪者に伝わるよう
	1	計画決定された都市緑地である。発掘調査等は	に整備する。
	犬山	実施されておらず、史跡犬山城跡関連遺構等の	・天守の視点場として整備する。
	_ 丸 の	所在は明らかになっていない。	・都市緑地としての機能を維持する。
	内緑		
b _.	地		
景毎	b _. 2	本ゾーンは発掘調査等により西御殿に関連す	・西御殿跡であることが来訪者に伝わるように
保会	犬	る遺構が検出された場所である。地下遺構を埋	整備する。
景観保全ゾーン	山城	め戻した後、広場として整備され、イベント等	・広場としての機能を維持する。
」	前広場	に利活用されている。	
	場 ₍ +		
	(犬山市体育館		
	体育		
	館跡		
	地		

6-1 全体計画及びゾーンニング計画

		本ゾーンには史跡指定地内を横断する市道(犬	・道路としての機能を維持する。
	b. 3 道路	山富士線、城前線及び犬山4号線) が含まれる。	・道路標識等の道路付属構造物や舗装の更新等
		また内堀の一部(松の丸南西側)が道路となっ	を行う時には、必要に応じて確認調査を実施
		ているが、発掘調査が行われていないため、遺	する。
	路	構の残存状況が把握されていない。	
		本ゾーンは大手門枡形及び大手口があった場	・かつての犬山城への入口であり、来訪者が現
		所で、犬山城の正面玄関であった。	地において、犬山城の入口であった大手門枡
		本町通りから大手口に入り、橋を渡って大手門	形の構造、規模等を体感できるよう史跡の本
		枡形内へ、そして城内へと至るのが往時の動線	質的価値を構成する堀、土塁、大手門枡形を
	С	であった。	構成する構造物等の遺構保存整備を行う。
		発掘調査により、大手門枡形を構成する堀、土	・犬山城の価値と魅力の発信拠点及び史跡犬山
		塁、大手口の規模(深さ、高さ、広さ)がわか	城跡見学の出発点と位置付け、
		っており、犬山城の壮大さを感じることができ	○史跡としての価値を発信する場所
C.	1	る。	○犬山城について紹介し、来訪者が学習でき
犬山	犬 山	史跡犬山城跡の追加指定候補地となっている。	る場所
犬山城入口ゾ	_ 市 福	敷地の東端及び南端の一部が市道の道路用地	○犬山城を見学する際の起点となる場所
ロゾ	祉会	となっており、土木管理課が管理している。	○江戸時代の大手口から城内への入城ルー
レーン	館跡		トを体感できる場所
	地		○堀や土塁の規模を体感できる場所
			・市道部分については、史跡追加指定後も引き
			続き道路用地として利用することとし、道路
			の修繕等にあたっては、文化財保護法に基づ
			き適切に対処する。
			・旧大手門まちづくり拠点施設の将来的な史跡
			追加指定を念頭に整備内容を検討する。
NI L Œ	-t-/	ふと 動歴然国のゾーンが図に加き 近田	のたよのよりフロナニナ

以上の整理から、整備範囲のゾーニング図に加え、活用のためのエリア図を示す。

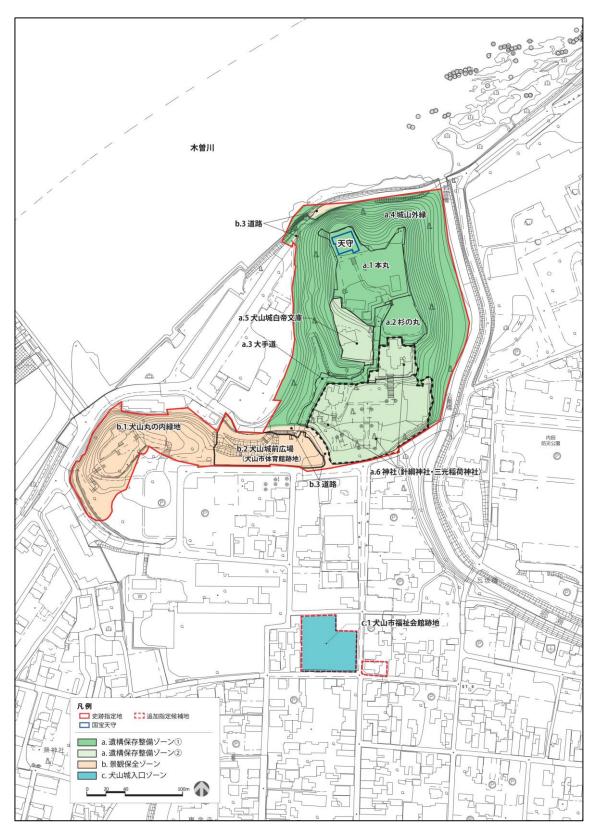


図 6.1 整備範囲のゾーニング図

6-1 全体計画及びゾーンニング計画

(3) 犬山城周辺エリアにおける活用のための動線、連携に関する検討

大山城の有効活用を推進するために、関係部署とも連携を図りながら、城へのアクセス性向上やガイダンス、便益等の機能の配置について検討する。このエリアには、「c. 大山城入口ゾーン」や大山市文化史料館、中本町まちづくり拠点施設(どんでん館)をはじめとする歴史文化施設、大山城への主要な動線である本町通りや大山城へのアクセス拠点となる名鉄大山駅、大山遊園駅、大山城第1~第3駐車場、主要な視点場などが含まれる。大山城のガイダンス機能、便益機能等の向上のための既存の施設との連携、活用、来訪者のための案内・誘導施設の充実、視点場設置により、城と城下町との一体的な整備・活用を図る。

以下に各ゾーンの概要及び整備方針を整理する。

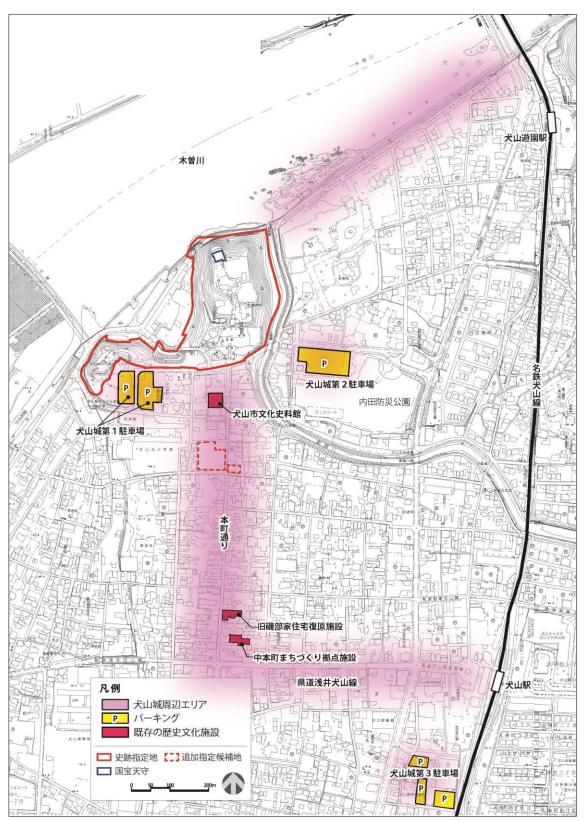


図 6.2 犬山城活用のためのエリア図

6-2 ゾーン別整備基本計画

6-2 ゾーン別整備基本計画

「6-1 全体計画及びゾーニング計画」で示した a. 遺構保存整備ゾーン (a.1 本丸、a.2 杉の丸、a.3 大手道、a.4 城山外縁、a.5 犬山城白帝文庫、a.6 神社(針綱神社、三光稲荷神社))、b. 景観保全ゾーン (b.1 犬山丸の内緑地、b.2 犬山城前広場(犬山市体育館跡地)、b.3 道路)、c. 犬山城入口ゾーン (c.1 犬山市福祉会館跡地) ごとに整備の計画を示す。

なお、整備方法については個別計画に詳細を記載する。

a. 遺構保存整備ゾーン

遺構保存整備ゾーン① (a. 1~4)

整備計画

(1) 遺構保存と環境保全に関する計画

- ▶ 本ゾーンの遺構保存整備として、調査、遺構保存、環境保全についての整備計画を示す。
- ▶ 遺構保存整備の具体的方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」、に記載する。

a. 調査計画

- ▶ 既存建造物や工作物等の解体・撤去に伴う遺構や土層の確認調査や建造物遺構の調査等を実施する。
- ▶ 継続的、段階的整備を推進するため、史資料調査に基づき発掘調査を実施する。対象は、本丸と杉の丸の門跡及び櫓跡、本丸の番所等の建造物の基礎遺構とする。
- ▶ 城山外縁北側にある七曲道跡や東側の道跡についても、将来的な遺構の公開や避難 路としての活用を目指す中で、発掘調査を検討する。
- ▶ 復元整備を検討する建造物については、史資料等を用いた文献調査や古写真などの 歴史資料の収集及び解析・分析を実施する。
- ➤ 発掘調査に先立ち、必要に応じレーダー探査、弾性波探査、表面波探査等の非破壊 調査を実施し、遺構の有無や状態の確認を行う。

b. 保存修理計画

- ▶ 史跡の本質的価値である、石垣、堀、土塁、切岸、建造物跡、瓦溜り、道跡、地下 遺構等を対象とし、修理計画について示す。
- ▶ 修理の方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。

<石垣>

- ➤ 石垣保存修理の対象は、本丸、杉の丸、城山外縁部の曲輪石垣及び櫓台等の建造物 に関連する石垣のうち、近世に構築され現在まで残るもの、近代以降に修理が行わ れた場合でもその構造を維持しているものとする。
- ▶ 上記の外、近代以降に練石積やコンクリート擁壁に改変された石垣においても、改修時の基礎部発掘調査により下部遺構が確認された場合には、調査所見に基づき本来の空石積工法での修理を検討する。

- ➤ 石垣カルテに記載された、破損状況、改変履歴に加え、石垣耐震診断結果、来訪者 動線との関係、石垣上の建造物等の有無などを勘案して石垣修理計画を作成し、計 画に基づき優先度の高いところから段階的に修理工事を実施する。
- ➤ 石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる樹木等は影響の大きいものから計画的に伐採する。
- ▶ 不安定な石垣については、その周辺への立入りを禁止するなど、来訪者の安全確保のための措置を執る。
- ➤ 石垣の修理において緊急性を要する場合は、本格的修理を行う前に、ロックネットの設置、砕石土嚢による保護など、暫定的な応急処置を施す。

<堀・土塁・切岸等>

- ▶ 城山外縁東側と城山外縁西側で南北方向に延びる切岸、西側の堀と土塁の遺構を対象とする。
- ▶ 切岸面の風化が進行し、一部が崩落した場合や表層の洗掘が進行している場合、樹木伐採後に根が腐朽し、切岸面等が空洞化した場合には、岩盤の強化処理や風化防止処理、充填などの保存科学的措置を検討する。
- ▶ 危険木(切岸に根を張っており、強風等による楔作用で遺構攪乱の可能性があるもの、転倒の可能性がある傾斜木、樹冠が大きくなりすぎているもの)の伐採を実施する。

<建造物跡、瓦溜り、道跡>

- ▶ 建造物の礎石等の劣化が進行している場合には保存科学的処理も含めて確実に保存を図る。原位置が現在と異なる位置に確定された場合は原位置への移設を検討し、建造物の復元において使用可能と判断された石材は復元時の礎石として利用する。
- ▶ 城山外縁西側と北側にある瓦溜りは、来訪者動線から外れており人為的な破損の可能性が低いため、現状のまま遺構としての保存を図る。
- ▶ 城山外縁東側にある道跡は、調査により位置や構造が判明した場合には埋め戻し等により確実な保護を図る。

c. 環境保全計画

<樹木管理>

▶ 本ゾーンのうち、常時公開エリアの本丸及び大手道にある枯損木や傾斜木などの来 訪者の安全に影響を及ぼす樹木は伐採する。老木化した修景植栽木についても経過 観測を行い、枯損と判断された場合には伐採し、遺構への影響がないことを確認し たうえで補植する。なお、伐採は地際までとし、除根は原則行わない。

(2)環境整備に関する計画

▶ 本ゾーンの環境整備として、遺構表示、園路・動線、修景植栽についての整備計画

6-2 ゾーン別整備基本計画

を示す

▶ 環境整備の具体的方法については、「6-4 建造物・遺構復元計画」、「6-5 園路・動線 計画」、「6-6 修景・植栽計画」、「6-7 施設整備計画」に記載する。

a. 建造物・遺構復元と表示

- ▶ 考古学的調査や歴史学的調査により位置等が明確になった場合は、本丸に位置する 建造物跡等の遺構表示を実施する。
- ▶ 門の復元については、唯一の動線である大手道の利活用を優先し、緊急車両、工事 車両等の通行の支障とならない場所に限って復元を検討する。
- ▶ 大手道に所在した移築された門跡については、発掘調査の結果と建造物本体の実測 調査の成果を照合したうえで平面表示を行う。
- ▶ 歴史的建造物の復元については、調査等により中長期的な復元の可能性を模索する。
- ▶ 大手道上の黒門跡付近及び岩坂門跡付近から鉄門にかけての範囲は、確認調査を行ったうえで外枡形の本来の形状を遺構表示する。
- > 天守前階段は考古学的調査や歴史学的調査により位置、構造等が明確になった場合は、復元を検討する。
- ▶ 鉄門内側階段(北・西)は考古学的調査や歴史学的調査により、位置、構造等が明確になった場合、北側は復元を検討し、西側は復元せず現状の動線及び園路としての機能を維持し、園路として整備する。

b. 園路·動線

- ▶ 本ゾーンの動線として、常時公開エリアの見学動線と特別公開時の動線、維持管理 や整備に供する管理用動線、緊急時動線を設定する。
- ▶ 動線については、その目的に応じて安全性が高く通行しやすい園路整備を施し、天 守を眺望する視点場を整備する。

<動線>

- ▶ 大手道は国宝天守のある本丸と大手門枡形を結ぶ唯一の通路であり、整備においても大手道入口に来訪者を誘導し、大手道を上って本丸に至るルートを主要動線と位置づける。
- ▶ 本丸は、現状の鉄門からの斜路及び階段と天守へ延びる敷石以外は自由動線とする。本丸内の各見どころは説明施設等で案内をするにとどめ、明確な園路整備は行わない。また、今後の調査で既存の敷石が遺構上を横断していることなどが判明した場合には、遺構を避けた位置に再配置する。
- ▶ 城山外縁部の切岸(西側・東側)や堀(西側)の顕在化及びその公開に伴い、外縁 西側の土塁を遺構の保存に配慮したうえで外縁部動線として位置付ける。外縁東側 で検出されている道遺構も埋め戻しのうえ、切岸への動線とするが、民有地を通過

することに伴う関係者協議や遺構の保存整備完了まで時間を要することから仮園 路として整備を行う。

<園路>

- ▶ 大手道は遺構確認調査の結果を踏まえ、遺構を確実に保護したうえで、平面形状が 改変されている箇所については本来の大手道の範囲を遺構表示するなど、かつての 大手道の形態を実感でき、かつ管理用車両が通行可能な舗装構造による園路整備を 行う。
- ▶ 大手道から針綱神社や三光稲荷神社を通る動線についても神社と協議のうえで緊急避難動線として位置付ける。

c. 修景及び植栽

- ▶ 視点場に設定した位置から天守を眺望した際に支障となる本地区の樹木は関係機関と調整のうえ、計画的に伐採及び剪定等の植生管理を行う。
- ▶ 根が浅く地下遺構の保存に影響を与えない低木であっても、遺構顕在化の支障となっている樹木は伐採除根を行う。
- ▶ 城山外縁部では、史跡の植生の質に影響を及ぼす管理対象木の他、遷移初期種、外来種、つる植物、実生などは、景観保全を念頭に関係機関と協議のうえで計画的に 伐採及び植生管理を行う。

(3) 施設に関する計画

- ▶ 本ゾーンに配置するサイン等の案内・説明施設、既存の管理施設、便益施設、インフラ設備、活用施設、修景施設等の撤去や更新等について整備計画に示す。
- ▶ 整備の具体的方法については、「6-7施設整備計画」に記載する。
- ▶ インフラ設備のうち、国宝天守内の諸設備については本計画の対象から除く。

a. サイン等設備

- ▶ 史跡への来訪者に公開するゾーンとして、史跡名称板、総合案内板、個別説明板、 誘導案内板等の史跡として必要とされる常設の案内・説明施設について、史跡全体 のサイン整備計画を定め、位置及び掲載内容、形状についての詳細を示す。
- ▶ 移築された門や櫓等の建造物跡、石垣や堀、土塁、切岸等の遺構に関する個別説明板を設置する。設置に際しては、対象物の支障とならないよう景観に配慮した仕様とする。写真や図版、絵図等を多用したわかりやすい情報提供につとめ、今後の発掘調査や文献調査等の調査研究の成果に応じて、随時更新を図る。
- ▶ 動線計画に基づき、史跡の来訪者、車イスやベビーカー利用者が通行可能なルートを明示した誘導案内板を設置する。
- ▶ 公開時間や禁止事項等を記載した、運営や来訪者の安全のための既存の説明板等の 形状や設置方法についても、管理者や設置者と協議のうえ、形状やデザインの統一

6-2 ゾーン別整備基本計画

を図る。

▶ 城山外縁部など、関係者の立会による限定公開とする部分については立入禁止看板等を常設する。

b. 天守付属施設

- ➤ 天守前の階段については、史資料等による確認調査を行い、本来の階段の位置や規模等が確認された場合は、復元的に整備する。そのうえで見学者のための整備として手すりを設ける。
- ▶ 天守前雨除けテントは、来訪者動線、天守への入場管理及び史跡の歴史的景観、雨・ 風対策の観点から設置方法、構造、デザイン及び使用する素材等にも配慮して更新 する。また、天守の保存に影響を与えない構造とする。

c. 管理·便益施設

- ▶ 遺構の視認性及び顕在化を阻害している売店については、撤去を検討する。
- ▶ 老朽化した木柵や有刺鉄線等は、史跡の景観に配慮しながら、耐久性と安全性の高い素材に改修する。設置箇所については、地下遺構に配慮し、影響のない場所を選定する。
- ▶ 券売システム、本丸や天守への入城方法、整備動線を踏まえたコインロッカーやベビーカー置き場等について総合的に勘案した、券売所の更新、再配置を検討する。

d. 給水•排水

- ▶ トイレ等の給排水に係る敷設管が老朽化した場合、取り換えや改修を行う。
- ▶ 国宝天守の放水銃や消火栓等の防火施設に関わる給排水設備の改修や更新は、本丸内の遺構を確認し、影響のない位置、工法にて実施する。
- ▶ 杉の丸にある旧水道設備で、機能停止に伴い不必要となったものは、遺構への影響を確認したうえで撤去及び施設の除却を行う。

e. 電気設備

- 本ゾーンにおける電気設備は、天守のライトアップ設備、本丸の屋外照明、拡声装置、天守や諸施設で使用する電気引き込み線などである。
- ▶ 災害が発生した際に、天守内だけでなく史跡全域に警報が伝わるよう拡声器の機能 点検を定期的に行い、必要に応じて更新を行う。
- ▶ 景観保護及び防災の観点から、既存の電線等は地下遺構を確認したうえで地中化を 行う。

f. 活用施設

- 遺構の視認性及び顕在化を阻害している隅櫓兼茶室については、撤去を検討する。
- ➤ 省エネと演出効果を高めるため、既存のポールを使用し色調の調整が可能な LED の 照明器具へ変更する。

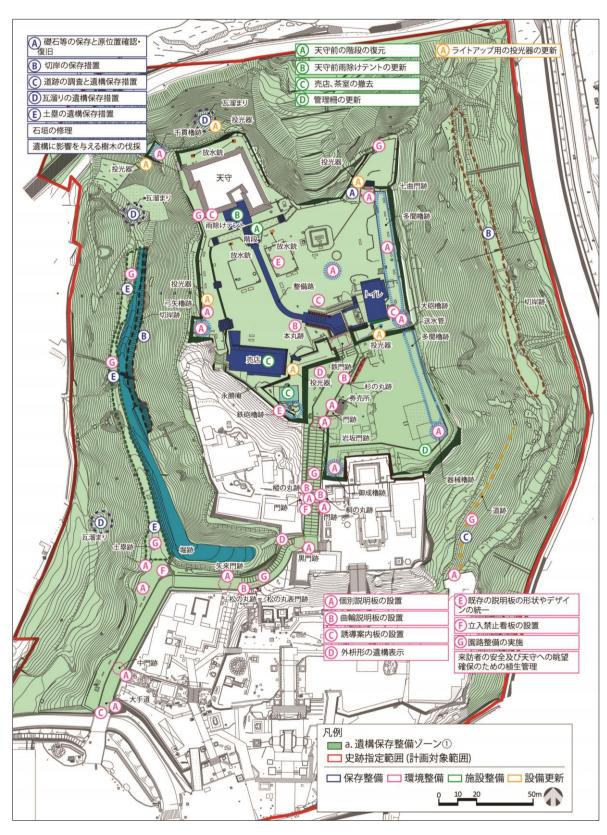


図 6.3 遺構保存整備ゾーン① 整備計画図

6-2 ゾーン別整備基本計画

遺構保存整備ゾーン② (a.5・6)

整備計画

(1) 遺構保存と環境保全に関する計画

- ▶ 本ゾーンの遺構保存整備として、調査、遺構保存、環境保全についての整備計画を示す。
- ▶ 遺構保存整備の具体的方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」、に記載する。

a. 調査計画

▶ 既存建造物や工作物等の解体・撤去に伴う遺構や土層の確認調査や建造物遺構の調査等を実施する。

b. 保存修理計画

- ▶ 史跡の本質的価値である石垣を対象とし、修理計画について示す。
- ▶ 修理の方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。

<石垣>

- ➤ 石垣保存修理の対象は、曲輪石垣及び櫓台等の建造物に関連する石垣のうち、近世に構築され現在まで残るもの、近代以降に修理が行われた場合でもその構造を 維持しているものとする。
- ▶ 以下、「遺構保存整備ゾーン①」の石垣保存修理計画と同様とし、不安定な石垣周辺への立ち入りに関しては、所有者との協議のうえで安全確保を図るものとする。

c. 環境保全計画

<樹木管理>

▶ 遺構保存ゾーンにある枯損木や傾斜木などの遺構の保存や来訪者の安全に影響を 及ぼす樹木は所有者と協議のうえで伐採する。なお、伐採は地際までとし、除根は 原則行わない。

(2)環境整備に関する計画

▶ 本ゾーンでは基本的に環境整備は実施しないが、来訪者動線の関係で必要となる 緊急時動線及び修景植栽の具体的方法については、「6-5 園路・動線計画」、「6-6 修 景・植栽計画」に記載する。

a. 園路·動線

▶ 所有者と協議のうえで、緊急避難時のルートとして位置付ける。

b. 修景及び植栽

> 天守の眺望に影響を及ぼす樹木は、所有者と協議のうえで計画的に伐採及び剪定 等の植生管理を行う。

(3)施設に関する計画

➤ 本ゾーンでは基本的に施設整備は実施しないが、来訪者動線の関係で必要となる 案内施設の設置については所有者と協議のうえ、下記の整備を行う。具体的方法 については、「6-6 修景・植栽計画」、「6-7 施設整備計画」に記載する。

a. サイン等整備

- ▶ 大手道からの緊急避難時のルートとして、神社方向への誘導案内板の設置について所有者と協議のうえで整備する。
- ▶ 「神社 (a. 6)」については、調査により遺構の詳細が判明したものに限り、所有者 と協議のうえ、個別説明板の設置を検討する。

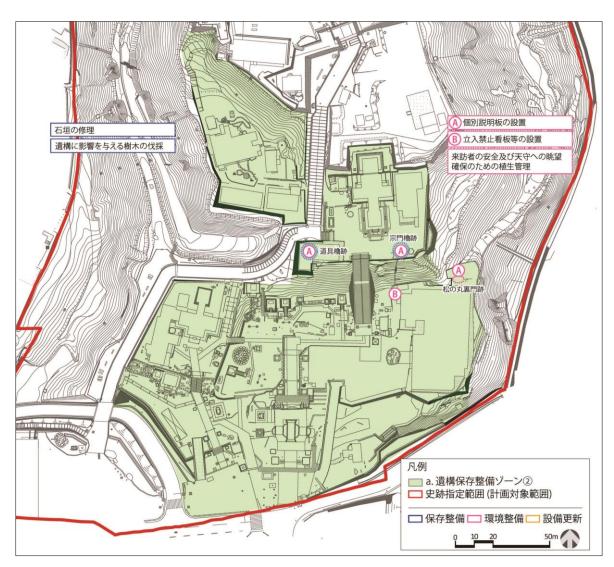


図 6.4 遺構保存整備ゾーン② 整備計画図

6-2 ゾーン別整備基本計画

b. 景観保全ゾーン

整備計画

(1)環境整備に関する計画

- ▶ 本ゾーンの環境整備として、修景施設の整備計画について示す。
- ▶ 本ゾーンの環境整備は、公園や緑地、道路として所管課により整備や維持管理が行われてきており、史跡としての整備に関しても関係各所と調整のうえで具体化を図るものとする。

a. 修景及び植栽

- ▶ 関係機関と調整を図ったうえで、犬山丸の内緑地から天守への眺望を確保するための伐採及び剪定等の植生管理を計画的に行う。
- ▶ 植生の質に影響を及ぼす管理対象木(枯損や衰弱)や遷移初期種、外来種、つる植物、実生などは景観保全を念頭に植生管理を行う。
- ▶ 来訪者の安全に影響を及ぼす危険木(枯損木、転倒の可能性がある傾斜木、樹冠が 大きくなりすぎているもの)の伐採を実施する。

(2) 施設に関する計画

▶ 本ゾーンの公園施設、道路施設、管理・便益施設の整備並びに維持管理は、今後も 所管課において実施することを前提とする。また、施設の改修や更新時には、「a. 遺 構保存整備ゾーン」における案内・説明施設等の形状や仕様、素材等についてのデ ザインやイメージとの調和について協議を行うものとする。

a. サイン等設備

- ▶ 大山城前広場においては、発掘調査により判明した西御殿に関する遺構等について 写真や絵図等を掲載した説明施設を整備する。
- ▶ 大手道へ続く史跡の入口として、史跡標識、史跡総合解説板の設置を検討する。
- 大山丸の内緑地は、史跡犬山城跡における歴史の連続性を伝えるために、写真や絵図等を掲載した説明施設の設置や、周辺城郭案内板を活かした説明施設を設置する。
- ▶ 史跡に関連する案内・説明施設の整備に際しては、公園や広場の所管課と調整を行ったうえで「a. 遺構保存整備ゾーン」で使用している施設の形状や仕様、素材等についてのデザインやイメージとの調和を図り史跡としての一体感が得られるように整備する。

(3) 設備に関する計画

▶ 本ゾーンの各種設備の整備ならびに維持管理は、今後も所管課において実施することを前提とする。

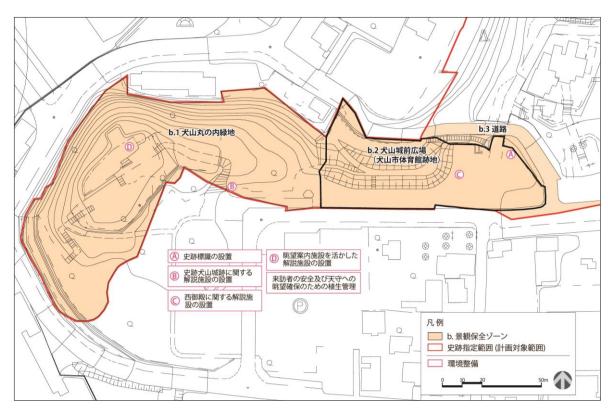


図 6.5 景観保全ゾーン整備計画図

c. 犬山城入口ゾーン

整備計画

(1)遺構保存に関する計画

- ▶ 史跡犬山城跡の本質的価値に関わる大手門枡形跡の遺構を確実に保存するために 史跡の追加指定を行う。
- ▶ 本ゾーンの遺構保存整備として、調査、遺構保存についての整備計画を示す。
- ▶ 遺構保存整備の具体的方法については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」に記載する。

a. 調査計画

▶ 将来的な復元整備を目指す大手門(高麗門)については、長期的な視点に立って、 発掘調査と文献調査や古写真などの歴史資料調査の収集及び解析・分析を継続する。

b. 遺構保存計画

- ➤ 管理、便益、休憩施設の設置箇所は地下遺構に配慮し、影響のない場所を選定するが、整備の基盤となる造成レベルは遺構面及び遺物包含層より最低 30 cm以上の厚さで保護盛土を行い、周辺地盤との摺り付けも考慮して設定する。
- → 管理、便益施設や給排水、電気等の設備埋設物の設置にあたっては、遺構の残存状況を踏まえて、確実に遺構の保護を図る。

(2) 環境整備に関する計画

6-2 ゾーン別整備基本計画

- ▶ 本ゾーンにおける遺構表示、園路・動線、修景植栽についての整備計画を示す。
- ▶ 環境整備の具体的方法については、「6-4 建造物・遺構復元計画」、「6-5 園路・動線 計画」、「6-6 修景・植栽計画」、に記載する。

a. 遺構表示

▶ 考古学的調査や歴史学的調査により位置等が明確になった堀、土塁等については遺構表示を実施する。

b. 園路·動線

▶ 本ゾーンは名古屋城を起点とする犬山街道(稲置街道)の途中にあり、犬山城内と城下を結ぶ犬山城の入口であったことから、犬山街道から大手口に入り、橋を渡って大手門(高麗門)に至るという、かつての動線を体感できるよう誘導する。

c. 修景及び植栽

▶ 本ゾーンは日常的に活用され、市民や来訪者のための憩いの場、集いの場としても 利用されるよう、遺構の保存を図ったうえで修景、緑陰のための植栽を行う。

(3) 施設に関する計画

- ▶ 本ゾーンにおける便益施設等及びこれに係る給排水設備の設置については遺構に 影響のない位置、工法にて実施する。
- ▶ 来訪者のために設置する活用、便益施設等についての整備計画を示す。
- ▶ 整備の具体的方法については、「6-7 施設整備計画」に記載する。

a. サイン等設備

- ▶ 犬山城への入口にあたる部分で、堀などの遺構が検出されており、史跡としての総合案内板や遺構等の説明板、誘導案内板等を整備する。
- ▶ 周辺に住宅などの民地が所在しており、犬山駅から犬山城への主要動線である本町通りに面し、多くの観光客の立ち寄りも予測されることから、住環境に配慮した説明板の配置や利用上の注意やマナーなどの告知も行う。
- ▶ 説明板は景観に配慮した形状とし、「a. 遺構保存整備ゾーン」で使用している施設の 形状や仕様、素材等についてのデザインやイメージとの調和を図り史跡としての一 体感が得られるように整備する。
- ▶ 案内・説明のツールとして、説明板だけでなく、触れる立体模型や映像、デジタル 技術等を用いたわかりやすい情報提供に努める。

b. 管理·便益·休憩施設

- ▶ 便益施設として多目的トイレ、水飲み・立水栓等、階段・スロープの設置を検討する。
- ▶ 休憩施設としてベンチのほか、急な雷雨の際の待避所や遮熱等のためのスペースとして、休憩室を設置する。
- ▶ トイレはバリアフリートイレとし、男用、女用それぞれに乳幼児用設備やオストメ

イトなどの機能を設け、多機能トイレの機能分散化を図る。

c. 給水•排水

- ▶ 給水は、本町通りの水道本管から福祉会館へ引き込まれていた位置を踏襲し、敷地内でトイレ、休憩施設等の必要箇所に分岐して給水する。
- ▶ 雨水排水については、トイレ、休憩施設の屋根排水の埋設管に加えて、敷地内の表層水が隣地及び道路へ流出しないよう、敷地境界部に排水溝を整備し、地中埋設配管にて道路側溝に排出する。
- ▶ トイレ、手洗いから出る汚水は旧福祉会館時の取付位置にて道路下の汚水本管につなぎ込む。
- ▶ これらの給排水の設備は地下遺構に影響が及ばないよう十分注意して整備する。

d. 電気設備

▶ 本ゾーンでは本町通りの地下埋設管より、トイレ、休憩施設の照明や自動水栓、屋外照明、デジタルサイネージ等の機器を使用する際の設備機器の容量に応じた電力、通信の引き込みを行う。

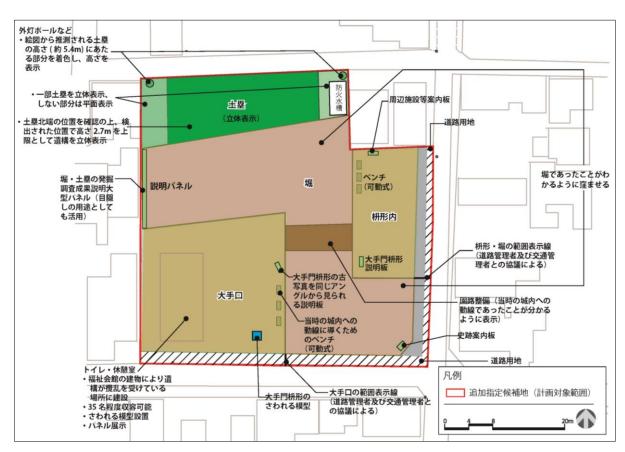


図 6.6 犬山城入口ゾーン整備計画図

6-3 遺構保存と環境保全計画

6-3 遺構保存と環境保全計画

(1) 遺構保存計画

a. 史跡の追加指定

大山城入口ゾーンは、かつて犬山城内への入口となる大手門とその関連施設(石垣、土塀、 堀など)で構成される大手門枡形が所在した場所であった。旧犬山市福祉会館除却後の令和3年度(2021)に実施された発掘調査により、大手門枡形とその西側にある大手口を区画する堀跡の一部が検出されるなど、史跡犬山城跡の本質的価値を構成する遺構が残存していることが確認されたため、史跡の追加指定を進め、遺構を確実に保存する。

b. 遺構調査

<非破壊調査>

発掘調査に先立ち、絵図の解析や文献調査から「a. 遺構保存整備ゾーン」における建造物等の遺構の位置や深さを推定するために、レーダー探査、磁気探査、電気探査、弾性波探査、表面波探査などの非破壊調査を行う。

現状では不明である石垣の下並びに背面の地盤構成を確認し、石垣安定性検討の基礎資料とする。

<発掘調査>

確認調査

史跡犬山城跡でこれまで実施された発掘調査は、城山外縁部の切岸や堀跡、土塁遺構についての確認調査が中心であったが、近年は、旧犬山市体育館の撤去に伴う西御殿跡の調査や追加指定の基礎資料収集を目的とした犬山市福祉会館跡地の確認調査が実施されている。今後は、整備を視野に入れた発掘調査を実施する。

非破壊調査の結果を踏まえ、整備の対象としている遺構や保護すべき近世の地盤面について発掘 調査を実施する。この調査成果に基づき確実に保護すべき面や遺構を把握し、保護層及び整備レベルの設定、植栽や構造物、設備等の配置、建造物等復元における基礎構造の検討を行う。

復元を計画している建造物遺構については、礎石や地業跡に加え、連続する石垣や塀、階段などの 遺構を確認し、建造物の位置推定の基礎資料とする。

建造物や工作物の解体・撤去を行う場合には、基礎掘削時に遺構や土層の確認調査を実施する。

• 整備に伴う調査

石垣の保存修理工事や、歴史的建造物の復元等、遺構の構造や材料、施工方法を確認する必要がある場合には、整備事業と並行して発掘調査を実施する。この発掘調査の結果に基づき復旧や復元の詳細仕様を決定する。

大手道に位置する門跡は、埋設管の敷設や舗装の改修等により礎石や地業跡の遺構が攪乱されている可能性が高い。門が取り付く石垣の解体修理時に調査を実施し、門の位置や納まり、地盤高さ等について検証を行う。

石垣保存修理工事に先立ち、石垣天端部分の遺構調査として、非破壊の事前調査を行い、その結果も参考としながら表土の鋤取りを行って、石垣背面基盤層や裏込めの状況、櫓や塀の礎石や根固め、ピット、雨落ちなど建造物に関する遺構も確認する。背面の地山については地盤調査により地耐力の測定を行い、復旧時の背面盛土や埋戻しの強度の参考とする。

石垣解体時には、石積 1 段ごとに間詰石も含めた築石の配置、飼石や裏込めの材料と仕様、地山と盛土の状況等について調査を行う。底面では根石や杭、胴木等の形状や材質等、石垣構造に関する調査を総括して、石垣変形の要因を明らかにする。

く史料調査>

犬山城関連の絵図や文書から、犬山城の創建から現在に至るまでの曲輪の改変や石垣の修理・改修、建造物の推移などの史跡犬山城跡の変遷を時系列に整理し、保存や復元整備の基礎資料として活用する。

復元を目指す建造物については、 古写真の収集に努め、発掘調査や史 料調査とともに古写真解析の結果に 基づき復元形状を検討する。

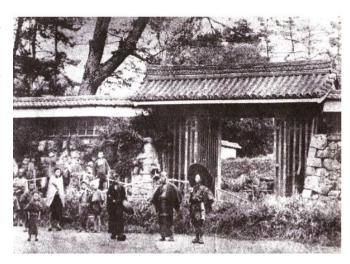


写真 6.1 大手門枡形古写真(個人所蔵)

<建造物調査>

大山城から移築された6棟の門と宗門櫓について実測調査を進めており、天守以外の建造物が消失している大山城において、建造物の復元を検討するうえで非常に重要な資料となる。

c. 遺構保存整備

<石垣>

石垣耐震診断及び活用方法の見直し

石垣調査及び石垣年代調査を実施して、石垣カルテの作成を進めながら、石垣の耐震予備診断を 実施する。

耐震予備診断の結果に基づき、活用方法の見直しや経過観察などの対処方針の策定を行う。対処方針の策定にあたっては、石垣の構造、石材の材質、改修履歴等のほか、見学動線及び施設との位置関係、修理工事を行う場合の施工性など、立地条件及び活用状況を含む犬山城の石垣の特性を十分考慮することとする。

活用方法の見直しは主に以下の方法で行う。

- ア 被害が想定される範囲への立入制限
- イ 限定公開等による立入人数の制御

6-3 遺構保存と環境保全計画

- ウ 柵の設置等による離隔距離の確保
- エ ネット等の設置による落石防護
- オ 発災時の避難経路を定めたうえでの適切な避難誘導
- カ 危険が想定される石垣への看板等による危険性の明示

活用方法の見直しと合わせて、経過観察を行う。経過観察は目視を主体とした変位観察のほか、 変状が顕著な石垣及び変状進行の可能性のある石垣については、定点観測、測量等による動態観測 (モニタリング)を行う。

予備診断の結果、基礎診断が必要と判断された石垣、明らかに対策が急がれる石垣のうち、活用 方法の見直しによる人的安全性確保が困難な石垣については、基礎診断、必要に応じて専門診断を 実施し、修理、補強等の必要な対策を実施する。

人的安全確保が必要な場所で、直ちに石垣の修理・補強が困難な場合は、土嚢、鉄骨等の別構造材で石を押さえるなどの安全対策工を実施する。

• 保存修理方針

石垣保存修理の対象は近世に構築され現在まで残るもの、近代以降に修理が行われた場合でも当初の構造を維持しているものとする。修理は樹木の除去、排水の整備等の応急的措置、石材の補修、間詰め補修等の部分補修、補強石材の設置等の部分補強を基本とする。解体修理については、技法等の文化財的価値の損失につながる可能性もあるため、実施の必要性について十分に検討したうえで、やむを得ない場合に実施することとし、材料、工法、石材の位置等について、解体前の状態に復することを基本とする。



写真 6.2 天守修理に伴い解体修理された天 守台石垣

石垣保存修理事業は、石垣カルテに記載された破損状況、改変履歴に加え、来訪者動線との関係、 石垣上の建造物等の有無、耐震診断、排水調査の結果、石垣年代調査、非破壊の調査で石垣の構造や 立地する地盤の構成が判明した部分はその成果も踏まえて総合的に検討を行う。

修理前の状態に復すると構造的に問題がある場合は、補強方法等についても具体化を図り、優先 度の高いところから修理に着手する。

石垣の保存修理の範囲は、3次元計測データから石材の配置及び勾配を把握し、崩落や孕み、倒れなどの変形部分とその要因となっている背面や基礎の想定に基づき決定する。

石垣の保存に影響を及ぼす樹木等は、石垣修理に先行して伐採等を実施する。史跡内で遺構が所在している可能性もあることから伐根は実施しない。伐採後の樹根が腐朽した際には空洞部に土を充填するなど石垣背面に雨水が侵入しないような対策を施す。



写真 6.3 砕石土嚢による石垣保護 (本丸北東部)



写真 6.4 ネット設置による暫定整備 (松の丸南東部)

・ 修理の方法

石垣の解体修理に先立ち、重機等の搬入路と設置場所、解体石材及び新補材の集積場所、必要に応じ来訪者用の仮設道の設置を行う。石材の集積場所は公有地で作業ヤードとしての活用を予定している杉の丸のうち、櫓等の建造物遺構がない場所を利用し、重機等の走行場所には養生を施す。樅の丸や桐の丸、松の丸の空堀に近接する石垣の解体修理においては、解体修理に伴うクレーンの設置や作業動線と来訪者動線の配置を考慮し、空堀を養生したうえで構台を設けることも検討する。

解体範囲の石材に番付、墨出しを行い、石材相互のかみ合わせの位置等を正確に記録した上で解体、整理場に仮置きし、再度石積を行う際の石材配置の復旧に努める。裏込石については、解体の際に既存の裏込石をストックし、可能な限り再利用を行う。

解体石材は1石ごとに石材調書を作成して、形状、寸法、破損や劣化状況、刻印の有無などの情報を記録する。基本的にはできる限り解体した石材を再利用することを前提とするが、形状や劣化の進行で再利用が困難な石材や、形状や石質、積み方から明らかに後世の改修で取り換えられたと判断される石材については新補材に交換することとする。

石垣内や下部にある往時の排水遺構が破損し機能を失っている場合には、排水溝の復元修理を行う。

石垣背面の盛土に水みちが発生したり、裏込めに土砂が混入し排水能力の低下に伴う孕み出しが 発生したりしていると想定される場合には、さらなる目詰まりや盛土の浸食の進行を抑制するため に、天端石の背面に遮水層を設けるなど石垣の背面に雨水が浸透しないような構造を検討する。

築石に使用されている石材については産地同定を行い、現在は石材の採取ができない場合でもできる限り性状の近い石材を調達できるように、早い段階から材料確保を行う。

刻印があるものの、修理に使用できない石材が確認された場合には、施設内での保存・公開もしく は原位置での展示等を検討する。

<切岸・土塁・堀跡>

• 保存修理方針

犬山城の縄張りを構成する土塁、堀跡、切岸等については、発掘調査や史料調査の成果に基づき、 現状を維持するための保存修理を実施し、来訪者への安全性及び歴史的景観の保全に配慮した整備

6-3 遺構保存と環境保全計画

を進める。

樹木の生育により遺構の攪乱が進行しないよう、法面に生育する樹木は早期に伐採を行う。

急勾配法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに表層保存のための科学的処理や緑化などの工法を施すことにより遺構保存と景観保全に努める。

大手道脇の排水溝から堀跡へ流入している雨水は、豪雨時には流量が増し堀上面の堆積土を洗掘する可能性がある。洗掘により遺構が損なわれることのないように流域部に保護工や流速低下のための落差工等を検討する。

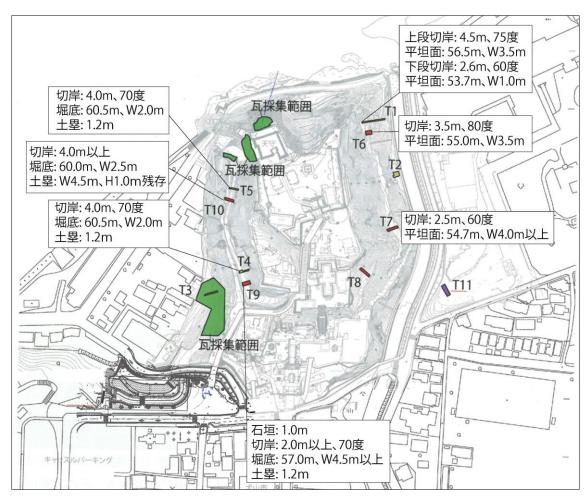


図 6.7 切岸、土塁、堀遺構の検出状況

保存修理の方法

① 切岸

切岸の遺構は確認調査により城山外縁東側で3個所、西側で4個所が検出されている。東側は土砂や落ち葉等の堆積により視認できる部分はわずかであるが、西側では切岸と堀、土塁が連なる様子を見ることができる。その反面、切岸面が露出していることにより、亀裂やクラックの発生、ブロック状の崩落などの劣化が生じている。全域が樹林に覆われている東側と異なり、降雨や日照などに加え、風による影響も受けやすいことも影響していると考えられる。

切岸面に生育している樹木は生長によって根を張ることに加え、風による楔作用で根の周囲の岩盤面にクラックや剥離が発生する。また、傾斜木が転倒すると切岸に大きな破損が生じることから早期に伐採を行う。

伐採は斜面の上側の地際から10cmの位置で主幹、側枝、萌芽枝ともに完全伐採する。切岸面に垂下している樹根は水みちを誘発することから遺構に影響を与えない範囲で除伐を行う。伐採後はひこばえの発生がないように定期的に植生管理を行うとともに実生木は成長する前に処理を行う。

切岸表層に亀裂が発生してブロック 状に崩落したり、表層が砂状化して土砂 流出が進行している部分など現状での 維持が困難と判断される場合には、委員 や学術専門家の指導を受けながら、亀裂

充填や基質強化などの浸食防止処理を検 討する。



写真6.5 切岸の保存を目的とした樹木の伐採

図 6.8 名越切通しの土木的処理(逗子市 HPより)

科学的な処置<薬剤で岩肌を守る工法>

○ 強化・撥水処理工

岩石の表面に珪酸エステル系基質強化剤を塗布し、岩石中に含まれる水分をガラス(ゲルSiO2結晶)に置き換えました。 その後に、シラン系撥水剤を塗布し水分の浸入を抑制しました。



図 6.9 名越切通しの保存科学的処理(逗子市 HPより)

切岸の風化が深部まで進行し、崩落の可能性がある場合やオーバーハングが著しい場合など、基質強化では保存が図られない場合には、ロックボルトやグラウト注入、亀裂充填などの土木的な処置も検討する。

6-3 遺構保存と環境保全計画

城山外縁東側では天守東側のトレンチで、高さ 4.5mと 2.6mの 2 段で構成された急峻な切岸遺構が良好な状態で検出されている。犬山城の特徴である自然地形を生かした防御性を特に顕著に示している遺構であり、将来的に樹木の整理と道跡の整備により動線が確保された際には、堆積している土砂を撤去し、表層の状況に応じて保存処理を施した上で公開を図る。

② 土塁

土塁は草本類に覆われており発掘調査箇所もわずかであるが、経年劣化や人為的な改変等により本来の形状を損ねている可能性も指摘されており、遺存状況は不明な点が多い。発掘調査により、保存の対象となる土塁の規模や形状を明らかにし、来訪者の通行に供することも考慮して適切な保護厚を確保するための盛土を行う。

③ 堀

城山外縁西側の4カ所の調査で、幅約 1.6~3.5m の 平坦に加工された底面を持つ逆台形状の堀が確認され ている。立ち上がりでは一部石積も遺存している。堀底 面では厚いところでは約 2.0mの土が堆積しているた め、保存のための措置や修理は行わず、現状保存とす る。堀に繁茂する樹木については遺構攪乱防止のため 伐採を行う。

豪雨時に大手道に設置された側溝2ヶ所より滝のように雨水が堀に流入し、流入した水により堀底が洗堀されていく可能性がある。それゆえ、堀遺構の位置を確



写真 6.6 排水溝から堀に流下する雨水対策

認し、保護厚が不足する場合には洗掘部を復旧の上、流路部分に水路等の排水構造物を設置する。

(2)環境保全計画

a. 樹木管理

史跡指定地内の樹木管理については、『国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画』において、遺構の保全、天守の眺望確保、来訪者の安全管理への対策と、城山に分布する自然性の高い植生の健全な育成を目的として計画的に行うことが示されており、これに基づいて整備を行う。

本項では、「遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木」、「来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木」、「植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木」の観点から、整備方針、整備方法、そして樹木の伐採位置ならびに日常管理方法について整理する。なお、「天守の眺望に影響を及ぼす樹木」に対する整備方針、方法については「6-6 修景・植栽計画」で整理する。

<遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木>

• 整備方針

・ 遺構保存整備ゾーンには犬山城関連の遺構が所在することから、遺構に影響を及ぼす恐れの

ある樹木を積極的に伐採する。

- ・ 該当する樹木は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。
- 特に石垣の周囲に生育する樹木は遺構の損壊を避けるため、優先的に伐採する。
- ・ 根は残置を原則とする。ただし、石垣に変状(はらみ出しなど)が認められ、伐根(根の除去)が必要と判断される場合は、石垣の専門家や樹木の専門家に意見を求め、遺構への影響を最小限にとどめた作業を行う。

・ 整備の方法

① 石垣を損傷する恐れのある樹木

史跡犬山城跡の本質的価値の構成要素である石垣やその他の地下遺構に直接的に影響を及ぼす可能性のある樹木が石垣の天端付近に生育している場合、樹根に伴う水みちの発生、根が腐った場合の空洞化、地震や強風により根が揺さぶられる楔作用等により石垣の崩壊につながる可能性があり、危険度の高いところから順次伐採を行う。

伐採はできる限り地際で行い、遺構保護の観点から除根は実施しない。伐採樹木は玉切りの上、場外搬出を基本とするが、枝葉についてはチップ化して仮設園路に敷き込むなどの再利用を検討する。

② 斜面を崩落させる恐れのある樹木

主として城山外縁部の斜面に生育している樹木は強風による揺れが継続することによって、表面侵食からガリー侵食へ、さらにガリー侵食が発展して土砂の流出を誘発する可能性があり、間接的に遺構の保存に影響を及ぼす。また、石垣上にある樹木同様に、強風時の楔作用で土層が緩んだり、根系基盤が周囲の土壌から引きはがされ、樹体が転倒・根返りすることで斜面崩落を誘発することがある。切岸面に生育している樹木、斜面の浸食が進行している部分に生育する樹木、あるいは斜面にある枯損木や来訪者の動線上に位置するものなど、優先性の高いものから順次伐採や樹冠を小さくする剪定等の整備を実施する。(p. 170 遺構保存修理の方法、切岸参照)

伐採樹木の搬出が困難な場所においては、玉切りにしたうえで、既存木を利用しながら比較的緩やかな斜面に積み上げるなどの処理を行う。



写真 6.7 ガリー浸食



写真 6.8 金山城の事例

③ 斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木

城山外縁北側の砂防施設や外縁東側などで近現代に砂防を目的として整備された石積(練石土留 工)面の周囲に生育している実生木は、今後の成長により構造体の攪乱が進行しないよう小径木の 段階で伐採を行う。大径木については、石積みをモニタリングしつつ、影響が生じた段階で伐採等

6-3 遺構保存と環境保全計画

の処分を検討する。

<来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木>

• 整備方針

来訪者の安全等に影響を及ぼす樹木については、倒木、折枝等の危険度が高く、来訪者の往来が頻繁な場所から順次伐採を実施する。

整備の方法

伐採時には周辺への来訪者の立ち入りを制限したうえで、遺構や周辺の建造物にも配慮して吊る し切り等の方法を検討する。

樹木の生長に伴い、枝が大きく動線に張り出している樹木や建造物等の上にかぶさっている樹木 なども剪定等の整備を行う。

<植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木>

• 整備方針

また、城山外縁部と犬山丸の内緑地は名勝木曽川の風致や景観保全のため、植生の質に影響を及ぼす恐れのある樹木等や、景観に影響を及ぼす恐れのある樹木についても整備を行い、自然性の高い植生(シイ・カシ林)の健全な育成を図る。

• 整備の方法

植生の質に影響を及ぼす恐れのある植生のうち、樹木を衰弱させる恐れのあるつる植物について は管理のなかで除去を行う。

基本的に来訪者が立ち入らない場所に生育している樹木は整備の優先性は比較的低いが、重点対策外来種であるトウネズミモチについては、生態系に係る潜在的な影響や被害に配慮し、早期に伐採する。

樹木管理における伐採位置ならびに日常管理方法

• 伐採位置 (完全伐採)

伐採位置は単木・株立木のいずれも主幹および萌芽枝を含む側枝の根元とし、傾斜地では斜面上側の地際から 10cm 程度の高さで伐採することを基本とする。また、伐り口は可能な限り平滑にし、斜面下側にやや傾斜させることで、雨水の滞留とそれに伴う切断面の腐朽の進行を遅らせる。

• 日常管理

樹木の生育状況を日常的に監視し、必要に応じて以下の4つの手法を適宜実施する。

つる切り(つる植物の除去)、下刈り(藪化の要因となるササ類などの除去)、剪定(ぶらさがり枝などの除去)、病害虫防除(樹木の病虫害予防・対策)。



図 6.10 伐採管理(完全伐採)の例(「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画(令和 3 年度)」より抜粋)

6-4 建造物・遺構復元と表示計画

6-4 建造物・遺構復元と表示計画

- (1) 建造物・遺構復元整備計画
- a. 歷史的建造物復元整備計画

<歴史的建造物>

・ 歴史的建造物等の復元等に関する基準

令和2年(2020) 4月17日付け文化審議会文化財分科会決定により、史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準が定められ、「歴史的建造物の復元」及び「歴史的建造物の復元的整備」については、以下のとおり定義されている。

【復元の定義】

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、<u>当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為</u>をいう。

【復元的整備の定義】

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡 等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を<u>遺跡の直上に</u> 次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

- ア. <u>史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現する</u>ことで、<u>史跡等全体の保存及び活用を推進する行為</u>
- イ. 往時の歴史的建造物の<u>規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を</u> <u>尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡</u> 等全体の保存及び活用を推進する行為

復元、復元的整備いずれの場合においても、「遺跡の直上」に再現する行為と定義づけられており、 礎石や柱穴など、対象とする建造物の原位置を特定することが可能な遺構が確認されていることが 条件となる。

また、上部構造については、復元の場合は「当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・ 形式(壁・窓等)等」が確認されていること、復元的整備の場合であってもそれらが一部を除いて確認されていることが条件となる。

史跡犬山城跡における歴史的建造物の調査

【移築された門、櫓の調査】

かつて犬山城に存在した門、櫓のうち、矢来門(丹羽郡扶桑町:専修院山門)、黒門(丹羽郡大口町:徳林寺山門)、松の丸門(一宮市:浄蓮寺山門)、松の丸裏門(犬山市:常満寺山門)、内田門(犬

山市:瑞泉寺山門)及び宗門櫓(江南市:個人宅土蔵)が史跡指定地外に移築されている。その他、 一宮市の運善寺山門も門の名称までは特定されていないものの、古図に描かれた名称不明の門とみ られる。

令和2年度(2020)から4年度(2022)にかけて、名古屋工業大学大学院麓和善名誉教授、濱田晋一准教授に依頼して移築された門、櫓の実測調査及び痕跡調査を行った。門6棟に関しては調査を完了しており、下記のことが判明している。

矢来門(専修院山門): 化粧垂木から上が修理によって取り替えられているものの、軸部には改造 はみられず、建立時の犬山城門としての姿を留めている。

黒門(徳林寺山門): 古絵図と比較しても改造等はほとんどみられない。

松の丸門(浄蓮寺山門): 改造等はみられない。

松の丸裏門(常満寺山門):改造等はみられない。

内田門 (瑞泉寺山門): 改造等はみられない。

名称不明の門(運善寺山門): 軒廻りから上は、濃尾地震後に取り替えられているが、その他、改

造等もみられず、建立時の犬山城門としての姿を留めている。

【地下遺構の調査】

建造物の地下遺構に関する調査として、令和4年度(2022)に黒門跡の調査を実施した。調査の結果、黒門跡付近に表出している礎石と思われる石は、原位置を留めていないことが確認された。

また、礎石の抜取痕と考えられる落込みを検出したが、周辺の撹乱が著しく、当時の地盤面も削られていたことから、当時の地表面の高さや抜き取り痕と見られる落ち込みの規模などを確認することはできず、黒門の位置を特定するには至らなかった。

【古写真の調査】

明治初期に撮影された、犬山城の門、櫓等の建造物が写っている古写真は複数現存しているが、デジタル化や画像解析等の調査はこれまで実施されていない。

・ 史跡犬山城跡における歴史的建造物復元に関する考え方

これまでの調査成果では、移築された門については一部改造がみられるものもあるが、建立当時の姿を留めており、上部構造の復元については、必要な情報が得られている歴史的建造物が存在する。

地下遺構については、旧犬山市福祉会館地下室の建設により遺構が滅失している大手門(高麗門) を含め、原位置を特定できている歴史的建造物は存在せず、現時点で史跡内での復元が可能な歴史 的建造物は存在しない。

今後も門跡、櫓跡など建物跡の調査を継続的に実施しつつ、古写真のデジタル化、画像分析等の調査、絵図等の資料調査を並行して進め、復元の条件を満たす歴史的建造物が確認された場合は、動線との関係等、活用上の課題についても確認したうえで、復元整備を検討することとする。

6-4 建造物・遺構復元と表示計画

b. 遺構復元整備計画

<天守前階段>

• 整備方針

天守への導入部に階段が設置されていたことを視覚的に理解できるようにする。

• 整備方法

絵図や古写真の分析、発掘調査により遺構が検出された場合には、敷設された階段の原位置で、当時の規模、構造で復元の可能性を検討する。バリアフリーの観点については「6-5 園路・動線計画」に示す。

<鉄門内側階段(北・西)>

• 整備方針

鉄門から本丸内へ入る入口部分の北側とその西側に階段が設置されていたことを視覚的に理解できるようにする。

• 整備方法

絵図や古写真の分析、発掘調査などにより遺構が検出された場合には、北側の東西方向に敷設された階段については原位置で、当時の規模、構造で復元の可能性を検討する。西側の南北方向の階段はバリアフリーの観点から、現状の動線ならびに園路としての機能を維持するため、復元は行わない。

<石垣>

• 整備方針

近代以降に積み直されている石垣に異常が生じ、修理の必要性が生じた際には、本来の工法(空積で裏込を有する近世以前の積み方)で積み直しをすることも検討する。

近代以降に新たに構築された石垣や擁壁は、近世から続く石垣であるとの誤解を受けないよう、 現状のままとし空積への変更は行わない。

中門から矢来門、黒門、岩坂門を経て鉄門に至る大手道沿いの石垣のうち近代以降の犬山城の変遷の中で消失した石垣は、調査により遺構を確認したうえで、現在の犬山城の土地利用や活用状況を鑑み、関係者と協議したうえで門の復元の可能性と併せて検討する。

整備方法

近代以降に積み直されている石垣の修理においては、解体時に石垣基礎部の発掘調査による下部 遺構の確認と石材調書の作成を行う。空積から練積への変更に伴い石材の加工が施されている場合 や控えが短い、石材そのものが劣化し再用が困難などの状況が生じている場合には、その結果に基 づき部材を交換して空積とするか、できる限り石材を活かして練積とするかを判断する。また、裏 込め材の施工方法などについても専門家の指導を受けつつ判断する。

<犬山城入口ゾーンの堀>

堀の深さは絵図の記載によれば4間(約7.2m)であり、発掘調査の結果でも6.5m以上に及ぶこ

とが確認されている。仮にこの深さで堀を復元しようとした場合、湧水による遺構面洗堀や塩類析 出等による遺構保存上の課題、急勾配法面の保護や湧水と降雨により滞水した水を排出するための 設備の設置など整備上の課題、柵や夜間照明など見学者の安全対策上の課題など、多くの課題があ るため、復元は行わないこととする。

<犬山城入口ゾーンの土塁>

「犬山城絵図(正保4年)」によると、大手門枡形西側に位置する土塁や堀の上にはそれぞれ「堀底ゟ(より)土居高七間」、「堀者々(はば)拾間 深さ四間」と書かれており、これらの情報から当時の土塁の高さは3間程度(約5.4m)であったと考えられるが、発掘調査では堀底は確認されていない。また、遺構の残存が基底部のわずかな部分に限られ、基底部の幅も確認できておらず、法面勾配や上面の幅なども不明なことから、現状では正確な復元は不可能である。民家や道路が近接しており、高さ5.4mの土塁を復元した際の威圧感や災害発生時の崩壊の恐れなども考慮し、復元は行わないこととする。

(2) 建造物・遺構表示計画

大山城では、国宝天守を除く門や櫓などの建造物は近代以降に移築や除却され、堀も一部が埋め立てられるなどの変遷を経て現在に至っている。絵図や古写真の分析、発掘調査などの成果を踏まえて、来訪者が現地で往時の大山城を追体験できるような遺構の表示を行う。

a.建造物等表示計画

建造物の遺構表示は、史跡として公開活用を行っている「a. 遺構保存整備ゾーン①」において実施する。

<門跡>

• 整備方針

これまでに実施された建造物遺構に関する発掘調査は、 大手道の黒門跡に限られているが、門の位置や基礎構造を 示す明確な遺構は検出されていない。今後予定されている 「a. 遺構保存整備ゾーン①」の発掘調査で、建造物遺構が 確認できた場合には、原位置において遺構表示を行う。

· 整備方法

発掘調査で検出された遺構は確実に埋め戻し、その直上 に遺構の状況に応じて、礎石や柱跡、間仕切、雨落ちなど 建物の規模や構造を示す展示物を設置する。



写真 6.9 門跡の遺構表示(史跡松江城跡 大手門跡)

整備は遺構の検出状況に応じて具体的方法を決定する。建物地業のみが確認された場合にはその 範囲の表層仕上げを素材や色調を周辺と変化させることで表現するのに対し、柱の礎石が検出され た場合には礎石レプリカを設置して表示、さらに絵図等により土間や畳敷き、板張りなどの間取り

第6章 整備基本計画

6-4 建造物・遺構復元と表示計画

が想定可能な場合には高さをもって立体的な表現を行うことも可能となる。

近年は、復元に近い整備効果を得るために遺構表示に加えて VR 等による再現を付加する事例も増加しており、導入について検討する。



写真 6.10 柱の礎石や間仕切、雨落ちを 表現した平面表示と VR による展示(史跡 仙台城跡本丸大広間跡)



写真 6.11 庭園を会所の床レベルから眺めるのを目的とした立体表示(史跡八王子城跡御主殿跡)

b. 遺構表示計画

遺構表示は、史跡として公開活用を行っている「a. 遺構保存整備ゾーン①」の大手道ならびに「c. 大山城入口ゾーン」において実施する。

<大手道>

• 整備方針

岩坂門跡付近から鉄門の間、黒門跡西側付近は、本来は枡形空間となっている。現状は後世の改変により形状が変わっているため、史跡犬山城跡の本質的価値である縄張り構造を構成する枡形空間を視覚的に理解できるようにする。

• 整備方法

絵図と比較して、形状が変化している2箇所について発掘調査を実施し、遺構が検出された場合にはかつての形状を平面表示する。

<犬山城入口ゾーン(土塁跡、堀跡、大手門枡形跡、大手口跡、橋跡等を含む)>

<土塁>

当時の土塁の高さは3間程度(約5.4m)あったと考えられる。発掘調査により土塁南側の堀肩からの立ち上がりが判明しているが、土塁の基底幅や勾配、土塁北側端部の位置が不明であり、土塁の基礎構造や規模感を示す明確な情報は検出されていない。

• 整備方針

発掘調査により土塁北側端部、基底幅、基盤面のレベル、土塁の立ち上がり角度等を確認したうえ

で、近隣周辺の環境的影響に配慮し、大手口から天守の眺望が確保でき、かつてこの場所に土塁が存在したことを視覚的に理解できる立体表示を行う。また、立体表示を行う位置、高さ及び表面の 仕上げ等は、近隣の住民の生活環境にも配慮して決定する。

• 整備方法

土塁東側には防火水槽が位置しており、その上に構造物を整備することはできず、西側は隣地と接し、北側の市道への通路を確保する必要があることから、ある程度離隔を取って立体表示を行う。絵図の記載によれば、土塁高は約5.4mと想定されるが、盛土の安定性や隣接地への威圧感も考慮し、表示する高さはそのおよそ2分の1となる約2.7mを上限とする。土塁の立ち上がりが北側の発掘調査で検出された場合にはその傾斜角で整備するが、検出されなかった場合には堀の勾配に倣う。土塁の勾配が急で安定が保てない場合には、高さを抑えた表現とする、または安定性の高い人工素材の使用を検討する。

土塁があった場所は現況地盤より 20cm 程度下に遺構がある可能性があり、遺構への負荷を考慮するとともに安全性を高めるため、盛土内部には軽量盛土の使用を検討する。また、土塁表面は地被類による仕上げとするが、50 度以上の斜面となれば雨水等による浸食も発生してくるため、その防止対策保護工を行う。土塁端部が確認されていない北辺や東西方向に延長する土塁を断ち割った状態で表現する箇所、擁壁構築、法面保護、急勾配が構築可能な工法を採用する。

く堀>

• 整備方針

原則として平面表示とするが、堀であったこと及びその範囲が視覚的に理解できるよう、窪ませて整備する。

• 整備方法

土系舗装や脱色アスファルト舗装などで大手門枡形や大手口とは地表面の材質や色調を変え、雨水が溜まらないように、透水性の高い舗装とする。堀の範囲は、現況地盤よりも一定程度低くして視覚的に分かりやすくし、車イスなどでもアクセスできるよう、スロープを設置する。また平面表示と並行して、VR等を利用して堀の立体感、規模感を再現する手法も検討する。

く大手門枡形>

• 整備方針

旧犬山市福祉会館の地下室建設の際に大きく攪乱を受けているため、枡形石垣の痕跡などは確認されていない。また、追加指定する犬山城入口ゾーンに含まれる範囲は大手門枡形跡の一部に限られるが、その平面的位置を視覚的に理解できるようにする。

• 整備方法

後述する大手口と併せて一体的に、同素材、同仕様による仕上げで平面表示する。舗装の場合は景観にも配慮しつつ、保水性や遮熱性などの機能を有するもの採用する。

第6章 整備基本計画

6-4 建造物・遺構復元と表示計画

く大手ロン

• 整備方針

大手口の位置、規模を体感し、犬山城内へのかつての入口であったことを視覚的に理解できるようにする。

• 整備方法

堀や土塁の表示における仕上げも考慮し、かつ管理用車両の進入を考慮し、透水性脱色アスファルトや高炉スラグによる舗装を検討する。また面積が広いため、舗装の場合は景観にも配慮しつつ、 保水性や遮熱性などの機能を有するものを採用する。

<橋>

• 整備方針

発掘調査では橋の正確な位置の特定につながる情報が得られておらず、橋の形状、意匠に関する 資料もないため、遺構としての平面表示は行わず、見学者動線として表示する。

• 整備方法

橋は、見学用動線として整備する。絵図や古写真などから土橋ではなく木橋であった可能性が高く、見学用園路としての耐久性を備えながら木橋のイメージを伝えるため、腐食しにくい木材や人工木材などを用いて整備を行う。

6-5 園路・動線計画

本項目では、史跡指定地内の動線と広域動線について第4章で指摘した現状や課題を踏まえて今後の計画を検討し、史跡指定地内においては動線計画に示された園路と眺望点について整備の具体化を図る。追加指定候補地である犬山城入口ゾーン(犬山市福祉会館跡地)からの動線は、(2) 広域動線に記す。

(1) 史跡指定地内の動線

検討すべき動線は、見学動線、管理用動線、災害時動線の3つである。

見学動線とは来訪者が見学のために利用する動線であり、歩行者、車イス利用者、ベビーカー利用者 等による利用が想定される。

管理用動線は日常的な維持管理を行う際に利用する動線であり、管理用車両及び工事用車両、救急車等の緊急車両の通行に供するものである。

災害時動線は、火災、地震等が発生した際に来訪者を迅速に史跡指定地外の安全な場所や犬山市が 指定する緊急避難場所に誘導するもので、本来は2方向避難を前提とする。

大山城においては城郭の構造上、松の丸から本丸までが大手道1本で繋がることから、これら3つの動線も重ならざるを得ない。それを踏まえつつ、来訪者の安全性と利便性に配慮した動線設定を行う。

a. 見学動線

現在、城郭としての公開・活用が行われているのは国宝天守が所在する本丸のみである。松の丸西側の大手道中門跡から入り、大手道を進むのが本来の動線であるが、三光稲荷神社または針綱神社から入り、松の丸の北側または桐の丸西側へ出て天守へ向かう来訪者も多い。

史跡犬山城跡として、当時の城の縄張り構造を来訪者に伝えるため、大手道中門跡から入り、石垣や 堀などの遺構を体感しながら道なりに進み、本丸へ到達する往時の動線を見学者の主要動線として設 定する。

見学動線である大手道は、景観に配慮しつつ、歩行安全性が高く、車イス利用者やベビーカー使用者 も通行しやすい園路整備を行うとともに、大手道沿いの近世期の石垣や門跡、櫓跡、堀などの遺構の顕 在化や修理、表示に加え、説明板の充実を図る。

<大手道入口から本丸までの主要動線>



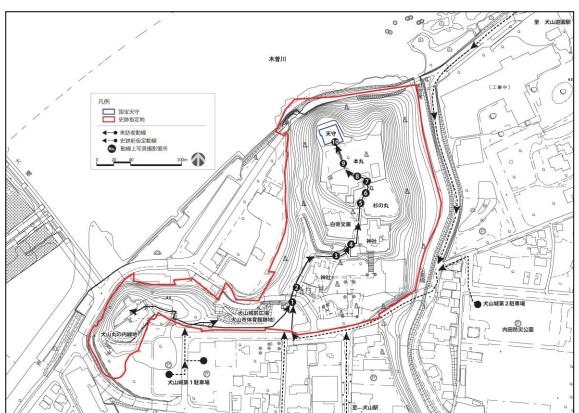


図 6.11 大手道入口から本丸までの基本動線

<史跡内の見学コース>

史跡犬山城跡内には、現在公開されている本丸の他、史跡としては非常に重要な遺構があるものの、アクセスや安全上の理由で常時公開できない城山外縁部がある。また、これまでは一般の立入りが禁止され、曲輪石垣に後世の改変が加えられているものの、犬山城の縄張り構造を知るうえで本丸と同様に重要な杉の丸、遺構は確認されていないが都市緑地として市民の憩いの場として活用されている犬山丸の内緑地と犬山城前広場も含めて、来訪者が史跡の見どころを効果的に巡り、城跡への理解を深め楽しみながら周遊できるよう、本計画では一例として、常時公開、特別公開、犬山城の景観の観点から以下3つの見学コースを提示する。

① 史跡犬山城跡常時公開コース

大手道、無料公開エリア (三光稲荷神社、針綱神社)及び有料公開エリア (本丸)の見学を基本とした見学コース。犬山城前広場の北端から始まる大手道入口からアクセスし、かつて大手道上にあった4つの門跡と櫓台石垣を確認しながら本丸に至ることで、犬山城の縄張り構造の特徴である連続外枡形を知ることができる。往時の主要動線でもあった「大手道入口から本丸までの基本動線」を推奨ルートとする(以下、推奨ルート、図 6.11)。有料公開エリアは本丸のみとし、大手道沿いの杉の丸にある券売所で入場登園券を購入し、鉄門下で券のもぎりを受け本丸内に入る。現在、券売所横にベビーカー置場が設けられている。

このコースの見どころは、築城当時の原位置を保つ石垣、天守からの眺望並びに天守の視点場などで、整備の進捗に応じて、本丸の櫓台及び門跡、大手道の形状なども追加される。

② 史跡犬山城跡特別公開コース

①の見学コースに、通常は非公開であるが、犬山市が主催する史跡の見学会や城郭専門家による野外講義、現地説明会等のイベント時に限定して公開する場所が含まれるコースであり、犬山城の立地、自然地形を利用した防御施設(切岸、堀跡、堀切、土塁跡、門跡石垣・城山外縁)や櫓跡(千貫櫓跡・本丸)等が見どころとなる。限定公開する場所は、通常は立入禁止の看板を設置し、侵入防止柵の設置や施錠を行うことで、一般の進入を禁止する。



写真 6.12 千貫櫓跡 (本丸)



写真 6.13 堀(城山外縁西側)



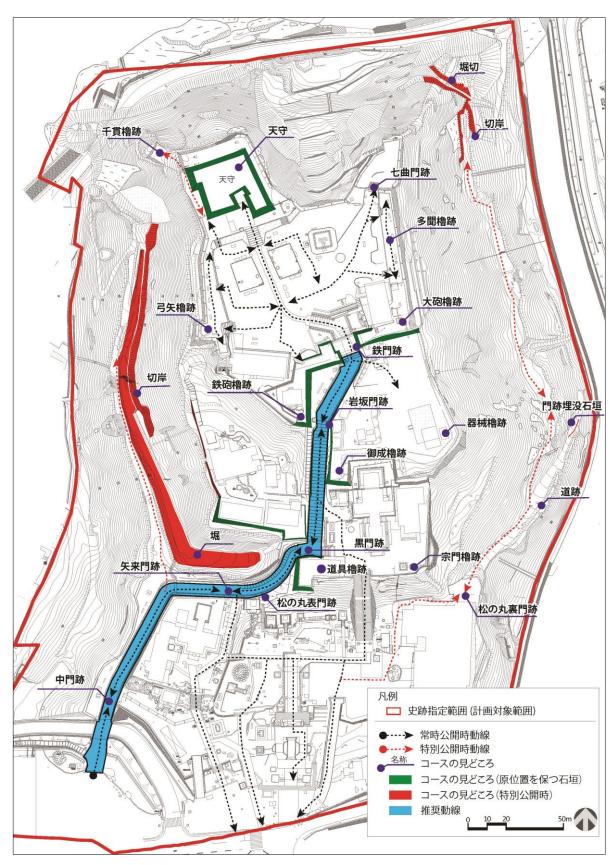


図 6.12 史跡内の見学コース (①常時公開コース及び②特別公開コース) における動線とコースの見どころ

③ 史跡犬山城跡全体コース

①の見学コースに、犬山丸の内緑地と犬山城前広場を含む史跡指定地全体を対象とした見学コース。 木曽川を望み、国宝天守を仰視できる眺望点がたくさんあり、かつての三光寺山や西御殿の存在に想いを馳せることができる場所である。また都市緑地として緑豊かな、憩いの場としても活用されている。

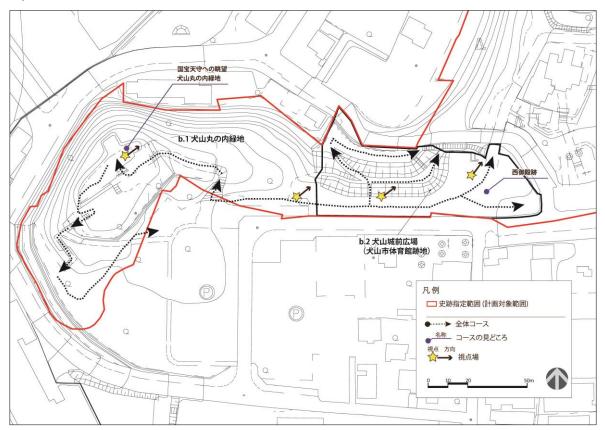


図 6.13 ③史跡犬山城跡全体コースにおける動線及び天守への視点場

b. 管理用動線

史跡及び国宝天守の公開活用に必要な資材の搬入・搬出や植生管理における枝葉等の搬出、救急車等の緊急車両の通行に使用する管理用動線は、大手道中門跡を起点とし、鉄門下の杉の丸への進入口までを設定する。

史跡内の建物や石垣等の修理工事の際に使用する2t 車までの工事用車両についてもこの管理用動線を利用する。また、これまでと同様、伐採・剪定木の搬出等、維持管理の内容に応じて本丸及び作業ヤードとしての杉の丸への2t車の進入を認める。杉の丸を作業ヤードとして使用する場合には一般の公開を作業期間中止する。

境内地並びに民地における石垣等の修理や植生管理等における管理用動線については、車両通行可能な参道並びに駐車場の利用を関係者と協議する。

管理用動線は見学用動線と重なるため、車両と来訪者の通行が重なると危険である。それゆえ、来訪

者の安全対策として、日常の維持管理や修理の際には、管理車両、工事車両はこれまでと同様、国宝天 守及び本丸の開場時間外の進入及び通行を基本とし、午前9時までの進入及び午後5時以降の退出を 遵守する。

c. 災害時動線

犬山城の城郭構造上、本丸から城下へ至る道は大手道に限られるが、現在は松の丸ならびに桐の丸が境内地となっており複数の参道が存在する。これらは史跡の見学動線ではないものの、地震、火災等の災害が発生した際の災害時動線として設定し、犬山城周辺の指定緊急避難場所である内田防災公園もしくは犬山北小学校へ誘導する。

災害時動線についての周知を図るため、避難経路を掲載した案内板を設置するとともに来訪者に配 布するパンフレット等にも避難経路の情報を掲載する。

見学者が集中する本丸は大手道以外の動線が存在しないため、災害時や緊急時の誘導や連絡などの 管理運営体制の充実を図る。

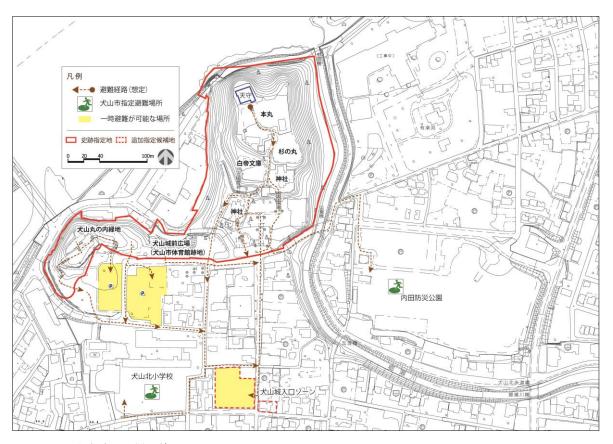


図 6.14 災害時用避難動線

第6章 整備基本計画 6-5 園路・動線計画

(2) 広域動線

本計画における「広域動線」とは、主に史跡指定地外である犬山城周辺エリアから、徒歩または自動車で来訪した場合を対象とする。

徒歩による動線は主に2つあり、主要駅である名鉄犬山駅及び名鉄犬山遊園駅から本町通りを通り、 史跡犬山城跡見学の出発点となる犬山城入口ゾーンへ向かう。犬山城入口ゾーンの大手口跡からゾーン内に入った後、往時の動線を体感しながら大手門跡から枡形跡に入り、再び本町通りに戻った後北上し、犬山市文化史料館を見学した後、犬山城前広場の北にある大手道入口から史跡指定地内に入るルートとする。

自動車による動線は、主要駅から徒歩で史跡指定地内に向かう場合と同様、史跡指定地近傍の3つの公共駐車場(犬山城第1~第3駐車場)から犬山城入口ゾーンへ向かい、往時の動線を体感しながら 犬山市文化史料館、城山へ向かい、大手道入口から史跡指定内に入るルートとする。

現在、犬山城周辺エリアでは史跡指定地までの方向指示板やそのエリアに所在する犬山城関連文化財、その他の文化財に関する説明板や案内板等が設置されているが、それら施設の一部には劣化が見られ、デザイン、素材、表記方法等の統一が図られていない。今後は動線上の見どころを明確にしたうえで、設置目的別の説明・案内施設の統一化と天守への眺望に関する情報を掲載した案内板等の設置を検討する。

大山城入口ゾーン (犬山市福祉会館跡地)の整備に合わせて、最初に城内への入口であった犬山城入口ゾーンを訪れた後、犬山市文化史料館本館 (城とまちミュージアム)で犬山城の歴史や縄張構造、城下町の町割りなどを理解し、同施設内に併設された犬山城白帝文庫歴史文化館で、犬山城主成瀬家について、伝来する美術工芸品、歴史史料を基に学習する。その後、大手道の入口から城山へと入り、大手道を移動しながら実際の縄張りを見学し、最後に国宝天守を見学するという推奨ルートを各動線の起点となる場所で周知する。

観光パンフレット等においても、犬山城以外の観光施設への案内と併せて天守への眺望及び推奨ルートに関する情報について提供する。

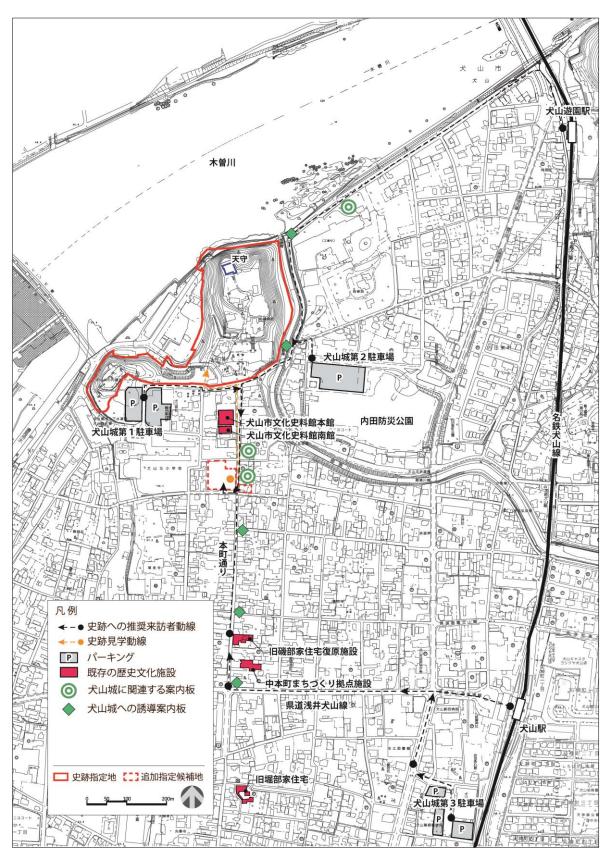


図 6.15 史跡指定地外(主要駅・駐車場)から史跡犬山城跡への来訪者動線(広域)

(3) 園路整備

a. 園路としての大手道

これまで、黒門跡を除いて大手道の発掘調査は行われておらず、遺構の残存状況が把握されていないため、本来の大手道の仕様や勾配は不明であるが、現在の大手道には往時の路面が使われている部分はない。

現状の園路舗装は、自然石を埋め込んだコンクリート舗装で、急勾配箇所は幅員約4.5mのうち、1.8 mを自然石の段石を設置した階段、残りの約2.7mは車両や車イスの通行を想定して段石の間を埋めるように舗装を施して斜路としている。しかし、園路の舗装面は老朽化や荷重によりクラックや剥離が生じており、車イスやベビーカーの通行に支障がある。

園路の勾配は、大手道の入口付近から内堀までは約5%と比較的緩やかであるが、内堀沿いに徐々に急になり、矢来門跡付近から黒門跡下までと黒門跡上から岩坂門跡付近までは20%近い急勾配となっている。「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(以下、ガイドライン)」(国土交通省)に示された園路の縦断勾配の基準は5%以下、地形等の特別な理由によりやむを得ない場合は8%以下という基準と比べてもかなり急である。

路面の劣化及び破損が進行しているため、遺構の確認のための発掘調査を実施し、遺構が残っている部分については盛土により確実にその保護を図ったうえで、見学用と管理用を兼ねた園路を整備する。

大手道の園路は、遺構が埋蔵されていることから、ガイドラインに合わせた勾配にすることはできないが、滑りにくい安定した舗装に改修し見学者の安全を図る。

車両の通行を前提とした道路では、砕石路盤厚 15 cm、コンクリート舗装 10 cm程度の舗装構成とする必要があるため、大手道の遺構レベルを確認したうえで整備に着手する。

表層は景観に配慮した仕上げとし、基本的には石階段と脱色アスファルト舗装あるいは洗い出しポーラスコンクリート舗装の併用で検討する。脱色アスファルト舗装や洗い出しポーラスコンクリート舗装は透水性が高く、滑りにくいという利点がある。脱色アスファルトは母材となる骨材の色調次第で土に近い風合いを表現でき、洗い出しポーラスコンクリート舗装は自然石の風合いをそのまま生かすことができるため、史跡の歴史的景観との調和と重量耐久性に係る問題に対処できると考える。

また、途中から急勾配になることを考慮して、大手道の園路には手摺の設置を検討する。

大手道の整備にあたっては、事前に発掘調査を実施し、本来の大手道の仕様や構造に関わる情報を 得ること、遺構面を把握し確実な保護層を設けた上に整備を行うことが必要である。

以下に石階段と脱色アスファルト舗装及び洗い出しポーラスコンクリート舗装の参考事例を示す。



写真 6.19 脱色アスファルト舗装 (特別史跡登呂遺跡)



写真 6.20 洗い出しポーラスコン クリート舗装(史跡上田城跡)



写真 6.21 石材+モルタル階段(特別史跡安土城)

路端に設置されている転落防止の木柵や防護柵ならびに管理用柵の老朽化や根腐れ等が見られる場合は擬木柵への取り換えあるいは改修を行う。

b. 曲輪内園路

史跡指定地内で城郭としての公開・活用が行われている本丸では、本丸の入口である鉄門から天守 入口まで来訪者を誘導するための石張階段や敷石園路、斜路が整備されている。

曲輪内は遺構保存の観点から、基本的に現状の既設園路と同じルートとし、状態も比較的良好であるため現状維持とするが、敷石の不陸が生じている部分は、確認調査により遺構の有無を確認したのちに砕石基礎を設け、地盤が軟弱な場合には土木シートも敷設して不同沈下を防止した上に現状の敷石を再設置する。発掘調査により園路が建物跡等の遺構と重なっていることが判明した場合には、遺構を避けた位置に再配置する。

特別公開の活用に資する、天守西側から千貫櫓跡に至る平場の部分に土系舗装による仮園路を整備する。

天守前階段については調査により天守前階段の本来の位置や規模等を確認したうえで、復元的な整備を検討する。天守台石垣へのアクセスに対しては、本丸西側の石垣に沿ってスロープを設置する。本丸東側の石垣上へのアクセスについても、既存のトイレ北側にスロープを設置するとともに、ソフト面での対応を含めたバリアフリー化を検討する。

また、本丸内鉄門内側に所在した階段のうち、北側については調査により本来の位置や規模等を確認したうえで、復元的な整備を検討する。西側についてはバリアフリーの観点から復元的な整備は行わず、現状の動線ならびに園路としての機能を維持する。

既存園路とトイレの間の砂利敷については、車イスでの通行に配慮して、一旦砂利をはぎ取り、砂利舗装用のプロテクターを敷設した上に既存の砂利を充填する。

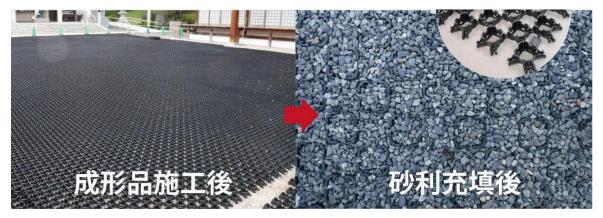


図 6.16 砂利舗装用プロテクターの敷設と砂利充填状況(出典:小林製麻株式会社)

大山城の維持管理等を行う際の資材置場や作業ヤードとして利用されている杉の丸は、これまで非公開ということもあり園路の整備は行われてこなかった。今後も史跡大山城跡及び国宝大山城天守を良好な状態で保存するためには、作業ヤードとして利用できる場所が必要であるが、杉の丸は大山城の特徴ある縄張り構造を示す場所として重要であるため、通常は公開し、大山城の維持管理の際には一時公開を中止して、資材置場や作業ヤードとして使用することとする。よって、曲輪内は基本的に自由動線とし、見学用園路は設置しない。また、管理用車両の駐車及び修理等に係る資材などの一時保管場所として使用するための固定した園路や駐車場の整備も行わない。

c. 神社の参道

史跡内に所在する2つの神社には石畳及びコンクリート舗装による参道や斜路が併設されており、 これらの整備は基本的に所有者である神社の裁量に委ねられている。

現状の既設参道の状態は比較的良好であるため整備は行わず現状維持とするが、今後バリアフリー や災害時の避難経路等の観点から参道整備について所有者とともに検討する必要がある。

d. 城山外縁の園路

城山外縁は現在非公開となっており、園路等は設けられていない。

切岸や堀、堀切等が所在するが、常時公開は安全管理上の課題があるため、特別公開時以外は基本的に非公開とする。今後、遺構の保存修理と安全対策が実施されたのちは、特別公開の機会を増やしていくことも想定される。特に外縁西側の土塁上は見学動線となるため、土塁整備後にその上面に地形及び遺構の保存に配慮した透水性の土系舗装等による園路を整備する。園路の幅員は土塁整備の規模に応じて設定する。

外縁東側の切岸や堀切は境内地を経由する動線となるため、公開の機会は少ないが、旧道跡は視覚的に表示しながら、史跡内で発生した伐採樹木及び枝葉をウッドチップ化し、それらを敷き均すことで遺構の顕在化及び切岸に至る見学用園路としても活用する。

外縁北側の七曲道跡は安全確保ができないため進入禁止とし、見学用園路の整備は行わない。 以下に園路の舗装事例を挙げる。



写真 6.22 木質系舗装 (こげ茶部 | 写真 6.23 樹皮チップ (マルチン 分)(史跡大室古墳群)



グ) 敷き均し(史跡大室古墳群)



写真 6.24 土系舗装(史跡松代城 附新御殿跡)

e. 公園としての園路、広場

犬山丸の内緑地のコンクリート舗装の園路及び犬山城前広場の広場については、引き続き所管課で ある観光課、土木管理課において舗装等についての保守点検及び維持管理、補修等を実施する。

f. 新規に整備する園路

新たに整備を行う犬山城入口ゾーンの園路は、かつての城内への入口、犬山城の玄関口であった枡 形に設けられる園路であることから、大手口から入り堀上を通り、大手門(高麗門)から枡形内に入り 城内に入るという往時の動線を説明板や誘導案内板を併用しながら体感及び視覚的に理解できるよう にする。このため、このゾーン内に同じく整備する土塁や堀跡とは地表面の仕上げを変える。

堀遺構表示部分に昇降する階段と、車イス、ベビーカーや歩行補助具使用者のための手すり付きス ロープを整備する。

階段は下部遺構に影響がないところに配置し、コンクリートやプラスチック擬木、石材などの耐久 性が高く、景観に配慮した材料を使用する。小学生の来訪が多くなることが想定されることから、建築 基準法における階段基準である蹴上 16 cm以下、踏面 26 cm以上を踏まえ、深さ 30 cmの堀は 2 段を設定

スロープは滑りにくく、景観に配慮した舗装材を用い、勾配は『道路の移動等円滑化に関する ガイ ドライン(歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、地形の状況そ の他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる)』の指針に基づき5%に設 定する。

土塁を立体表示し、来訪者が土塁上に登るような公開方法を採る場合は、階段等を配置する。



写真 6.25 講堂基壇遺構の階段 (プラスチック擬木と土系舗装) (特別史跡百済寺跡)



写真 6.26 曲輪への階段 (コンク リート擬木と土系舗装)(史跡都於



写真 6.27 櫓へ上る手すり付きス ロープ(鉄骨とプラスチック擬木) (特別史跡大阪城跡)

(4)眺望点

平成30年度(2018)に実施した犬山城眺望調査では、史跡指定地内及びその周辺を対象として現地 踏査を行い、国宝天守が視認可能な遠景、中景、近景のいずれかに区分された30箇所(史跡指定地に 6箇所、周辺に24箇所)の天守視認箇所を設定して、各所からの天守の見え方とともに眺望の質を評 価している(「犬山城眺望調査報告書(平成31年(2019)3月)」)。眺望調査の成果と来訪者の動線を 考慮して眺望点を設定する。

a. 史跡指定地内眺望点 (a.1~a.10)

木曽川沿いの標高 85m の城山の山頂部に本丸を築き、そこに南面して建てられた天守は昔も今も犬山のランドマークとして機能し、歴史的な景観の形成に大きく寄与している。そのため、眺望点からの天守の仰視景を維持することは重要である。また、内堀の向こう側に石垣が見える「お城らしさ」を感じさせる眺望点として、矢来門跡付近を眺望点として位置付ける。

史跡指定地内の眺望点の整備としては、眺望場所や敷地の造成、眺望ベンチ設置等の新たな環境整備は行わず、眺望を阻害している樹木について必要な範囲で伐採、枝打ち等を行うに留め、日常の維持管理の範囲において、植生管理計画に基づいた定期点検及び伐採・剪定を行う。

犬山丸の内緑地ならびに城山外縁部の植栽の定期的な剪定、伐採、間伐等を行うなど、「国宝犬山城 天守・史跡犬山城跡保存活用計画」における植生管理の方針と管理方法に基づいた樹木管理を実施する。

b. 国宝天守からの眺望(b.1~b.4)

天守最上階である4階からの東・西・南・北方面への眺望も大山城の歴史的、地理的環境及び周辺環境の景観美を来訪者に視覚的に伝え、大山城の立地や城下の見え方を体感させることで、当時の大山城に想いを馳せる場を提供できる。

急峻な 85m の崖地の上に天守を置き、直下には木曽川を携えた「後堅固」の城であった犬山城の立地が理解でき、北に岐阜城、南に小牧山城、西に伊木山城などを眺められることで、当時の歴史的環境を視覚的に把握する機会を提供できる。「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」における植生管理の方針と管理方法に基づき、城山外縁部や曲輪内の植栽の定期的な剪定、伐採、間伐等を行う。

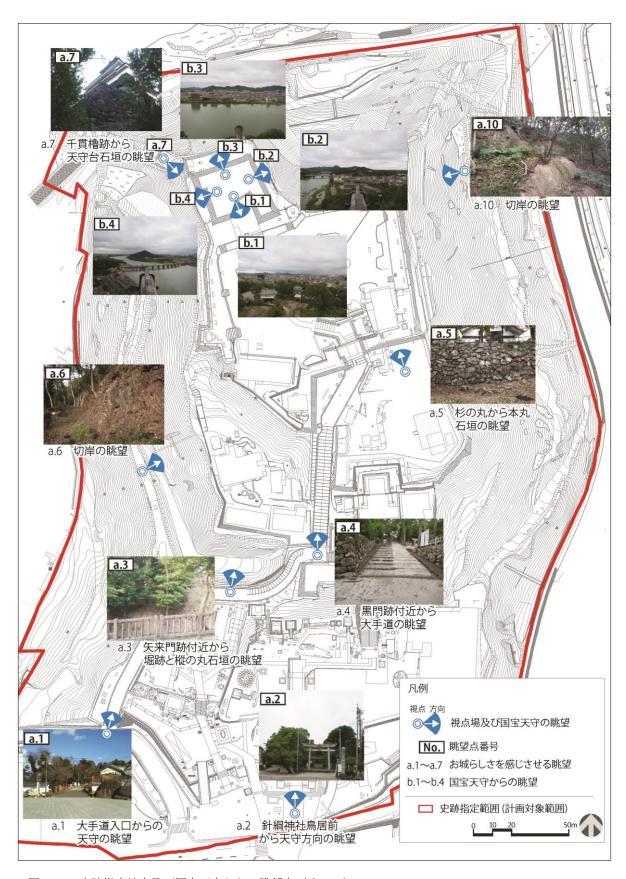


図 6.17 史跡指定地内及び国宝天守からの眺望点 (その1)

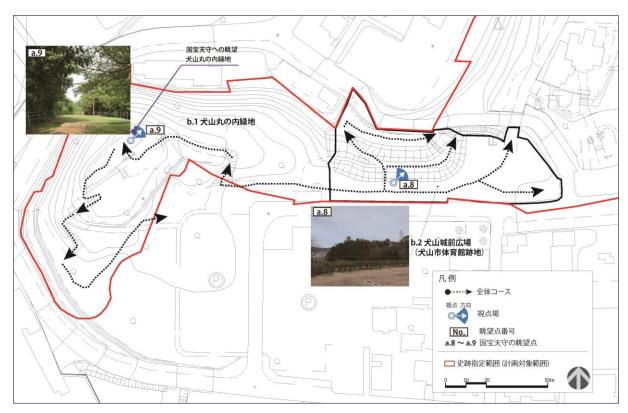


図 6.18 史跡指定地内及び国宝天守の眺望点 (その2)

c. 史跡指定地外眺望点 (c. 1~c. 13)

史跡指定地外からの眺望として、特に最寄りの駅や城下の本町通り、犬山城入口ゾーン(犬山市福祉会館跡地)、犬山城の近傍に所在する公共駐車場、木曽川沿い等からの天守の見え方を優先して検討する。特に犬山城下町、犬山市側の木曽川沿いからの天守の仰視景は、天守を中心とした近世城郭としての歴史的景観を伝え、そこで生活する市民にとって文化財を活用したアイデンティティの醸成につながると考える。

また、図 6.18 は明治 13 年 (1880) 頃に刊行された「尾張名所図会 後編 6 巻 丹羽郡」の中に掲

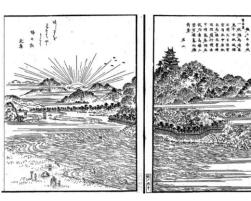


図 6.19 木曽川対岸から見た犬山城天守の仰視景の描写(『尾張名所図会 後編6巻 丹羽郡』より抜粋)

載されている木曽川対岸から見た犬山城天守の仰視景を描写したものであるが、この図が示すように昔から天守の仰視景は対岸からも美しい景観として捉えられていたことがわかる。そのため城を取り巻く周辺地域の人々も歴史的景観と景観美を享受してきたと考えられるため、対岸からの天守の見え方についても考慮する。



図 6.20 史跡指定地外からの眺望

6-6 修景•植栽計画

史跡全体において現在の植生の状況を踏まえ、史跡景観の保全と向上、対象となるゾーンの方針に沿った環境を確保するための修景を行う。「6-3 遺構保存と環境保全計画」に示した遺構の保全、天守の眺望確保、来訪者の安全管理への対策と、城山に生育する自然性の高い植生の健全な育成に加え、遺構に影響のない範囲で、必要に応じてサクラやモミジの補植、緑陰形成のための植栽を行う。

以下に、ゾーンごと(遺構保存整備ゾーン、景観保全ゾーン、犬山城入口ゾーン)の修景・植栽の方針、天守の眺望景観及び史跡の歴史的景観に影響を与える樹木についての修景・植栽の方針を整理する。

(1) ゾーンごとの修員・植栽

a. 遺構保存整備ゾーン①(本丸・大手道・城山外縁)

幹の内部空洞化(「うろ」)など異常のある枯損木や枯死寸前の衰弱木は、衰弱・腐朽・亀裂の状況を経過観察し、倒木・落枝の危険性が生じた時点で伐採、枝払い等を行う。伐採後の除根は遺構への影響を考慮し実施しない。

本丸内の天守眺望を阻害している樹木については、眺望確保のための樹木整理を行う。また、樹皮に地衣類が発生し、枝折れや「うろ」が生じている本丸のソメイヨシノは今後枯損する可能性が高い。本丸は来訪者が最も集中する場所でもあることから、モニタリングを継続し変化が生じた場合には伐採を行う。

ソメイヨシノは近世には存在しなかった樹種であり、近世城郭としての整備を行う上では整合しないが、春の犬山城見学には欠かせないものとなっている。枯損木の伐採後は除根と合わせて遺構確認調査を実施し、遺構が存在していない場合には同位置に再度植栽を行う。新たな植栽を行うにあたっては、植穴に根系調節資材や防根シートを敷設して遺構の保護に努めるとともに、景観や来訪者の通行利便性も考慮し地下支柱も活用する。

史跡及び天守の歴史的景観に影響を与えている天守前階段の両脇の植栽帯については、撤去した うえで発掘調査を行い、史実に基づく石段の復元、バリアフリー化のためのスロープの設置などに ついて検討する。本丸内のその他の植栽帯については、本丸内の景観や進入防止措置などの必要性 を踏まえて撤去を検討する。

大手道については来訪者動線ともなるため、史跡景観の保全のみならず、来訪者の安全性を確保 できる植栽管理を引き続き行っていく。

大手道の樅の丸東側及び杉の丸西側の石垣沿いの植栽帯については、本質的価値を有する石垣への影響を確認したうえで撤去を検討する。

城山外縁において、史跡内に設けられた視点場からの天 守眺望や史跡内の見どころとしての史跡の本質的価値を 構成する要素の眺望を阻害している植栽については、眺望 確保のための樹木整理を定期的に実施していく。



写真 6.28 樅の丸東側石垣沿いの植栽帯



写真 6.29 「うろ」の生じている樹木



写真 6.30 高齢化したソメイヨシノ



写真 6.31 地下支柱と防根シート設置状況 (史跡大友氏館跡)

b. 景観保全ゾーン

ア. 犬山城前広場 (犬山市体育館跡地)

犬山城前広場(犬山市体育館跡地)はイベント等に活用されるなど、広く市民に開放されている場所である。特に犬山城港へ至る階段がある場所からは、史跡としての犬山城の地形と国宝天守、名勝木曽川という、犬山城の特徴でもある3つの文化財を合わせて眺めることが可能な場所でもある。この場所が犬山城の範囲であることが認識できるよう説明板等で史跡の本質的価値を構成する要素の存在を伝達するとともに、国宝天守及び名勝木曽川を眺望でき



写真 6.32 犬山市体育館跡地からの国宝天 守と木曽川の眺望

る視点場の整備を行い、史跡及び名勝としての景観の向上に努める。

また、本広場の大部分は芝生やシバザクラ、低木による修景が行われており、今後も植栽管理

第6章 整備基本計画 6-6 修景·植栽計画

を継続する。

イ. 犬山丸の内緑地

犬山丸の内緑地は市街地における貴重な緑豊かな公園として市民の憩いの場となっているが、今後も自然的環境の保全ならびに都市景観の向上に努め、引き続き市民の憩いの場として快適な空間を創出する。

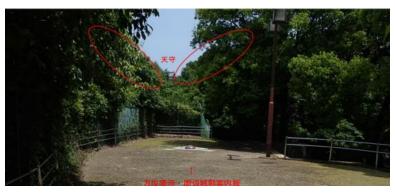


写真 6.33 犬山丸の内緑地の方位案内板から天守への眺望

また、犬山丸の内緑地には方位案内板が設置されており、設置時にはここを天守の眺望点として位置付けていたことがわかる。『国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画』の課題にも示されているとおり、樹木の繁茂が天守の眺望を阻害するため(写真 6.33)、今後も天守への眺望が確保されるよう公園管理者と調整のうえ植栽管理を引き続き行っていく。また、柵等を改修する際には景観に配慮した色調を採用して犬山城天守の眺望点としての場を整える。

c. 犬山城入口ゾーン

大山城へのかつての入口という、いわば大山城の顔となる場所であったことから、史跡大山城跡の本質的価値を構成する重要な要素が所在するゾーンとして、発掘調査等で検出された堀跡、土塁跡の遺構表示に係る整備を行い、史跡と調和した景観を創出する。

また、本ゾーンは立地上、市民や来訪者の憩いの場、集いの場としての機能も有するため、休憩施設、便益施設、案内・説明施設等の設置によりゾーンの役割に沿った景観づくりを目指す。

本ゾーンは史跡の本質的価値が所在する場所として公開活用されるため、市民や来訪者のための 緑陰形成樹木の植栽を検討する。また、出入りの制限を目的として、常緑で維持管理がしやすく、乾燥に強く、虫の発生が少ない樹種に限定した低木植栽なども実施する。

植樹にあたっては、旧犬山市福祉会館建設により遺構が滅失した範囲を利用し、防根シートを敷設するなど、遺構の保存に影響のない場所、工法を検討する。

(2) 眺望に影響を与える樹木の管理

犬山城樹木調査(令和2年度(2020))で、天守や天守台石垣の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹高8.0mを超える樹木は428本に及ぶことが報告されている。

以下、天守及び天守台石垣の眺望に影響を与える樹木に対する整備の方針及び方法について整理 する。

整備方針

各視点場からの本質的価値を構成する要素の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木については、

定期的に伐採や剪定を行い、眺望の確保を図る。

- ・ 明治6年(1873)の古写真を見るとすでに天守の眺望を阻害する高木が確認される。近世から続く樹木が確認された場合には、伐採の可否について検討の上で整備を実施する。
- ・ 大山城前広場、大山城下町、大手道入口、木曽川沿い、大山丸の内緑地などの主たる視点場から天守が見える状態になるように択伐を行う。生育場所により日照や風の影響が異なるため、 周辺樹木における枯損や折枝等の変化をモニタリングし、併せて剪定等の管理を行いながら 段階的に減じていく。
- ・ 該当する「曲輪ゾーン」の樹木は萌芽枝を残さず、根元から伐採する「伐採管理(完全伐採)」 を原則とする。
- ・ 該当する「城山外縁ゾーン」と「三光寺山ゾーン」の樹木は萌芽枝を残す「伐採管理(部分伐 採)」を原則とする。
- ・ 遷移初期種の樹木、つる植物、外来種の樹木を確認した場合は、萌芽枝を残さず、根元から伐 採する「伐採管理(完全伐採)」を原則とする。
- 根は残置を原則とする。



写真 6.34 木曽川上流側から見た犬山城天守 (明治6年)



写真 6.35 木曽川上流から見た犬山城天守 (令和5年)

• 整備方法

「6-3 遺構保存と環境保全計画」の「(2) 環境保全計画」で整理した整備方法(樹木の伐採位置及び日常管理方法)に準ずる。

景観上重要な樹木の剪定にあたっては、樹形の維持に努めるとともに、日常管理においても、落葉・落枝を適切に処理するなど、史跡内の美観維持に留意した樹木管理を行う。

6-7 施設整備計画

6-7-1 サイン等整備

現在、犬山城の遺構が残り、城を実感できるのは、国宝天守が所在する本丸と当時の縄張である独立する5つの曲輪をつなぐ動線としての大手道である。本丸以外の曲輪(杉の丸、樅の丸、桐の丸、松の丸)や城山外縁は立入制限区域や民有地、神社有地であるため、来訪者が現地にいながら城を実感するのは難しいうえ、犬山城の構造や城らしさを体感できるような史跡景観に関する解説が少なく、設置場所も大手道の入口付近1箇所に限られている。

また、現在は大手道のみならず、史跡指定地内に所在する神社を通過して本丸まで行くなど、複数のルートが存在するため、来訪者に城の入口、当時の主要動線であった大手道とその起点、そして犬山城の縄張りの形態が伝わりにくくなっている。さらに、城を実感できる本丸や大手道においても、説明板や案内板の設置が部分的であり、一部解説板のデザイン等の統一が図られているものの、全体として統一が図られておらず、掲載情報や表記も統一されていない。また QR コードや AR (拡張現実)機能等、端末を活用した説明板は設置されていない。このため、案内・解説施設においては、動線計画の検討とともに、ハード及びソフトの両面からの整備を行う。特に、AR はスマートフォンやタブレット端末を利用して手軽に体験ができるというメリットがあるため、現存していない櫓や門などの建造物や発掘調査の成果を踏まえ、地下の遺構等を AR を通じて説明するための AR 用 QR コードの設置を行う。

さらに、日本語のみの表記となっているものについては、海外からの来訪者にも対応できるように 多言語表記(日、英、中(簡体、繁体)、韓等)に努める。その際、多言語表記付きの説明板の新設は 行わず、限られた板面を有効活用できるよう、既存の施設に QR コード等が印刷されたシールを添付す ることで対応する。

また、案内・説明施設においては、掲載情報、設置場所、デザイン、言語表記など検討を要する事項が多数あることから、動線計画と連動させて効果的なサインを検討することとする。これに基づき、今後整備を実施する「a. 遺構保存整備ゾーン」及び「b. 景観保全ゾーン」、「c. 犬山城入口ゾーン」については、案内板や説明板等の設置を行い、既設板の再配置等も含めて設置の検討を行う。図 6. 23~6. 25に説明施設の分布図(既設・新設・再配置)を示す。

案内・説明施設の設置に際しては、既存施設の基礎・土台を再利用するまたは、基礎を伴わない据置型構造とすることなどにより、原則として新たな掘削を行わないこととする。やむを得ず基礎を埋設せざるを得ない場合は、事前に発掘調査を行い、遺構の保存に影響がない位置に設置する。

新設看板の設置にあたっては、子どもや車イス利用者の方にも見やすい高さ、傾きとし、点字を並記するなど、ユニバーサルデザインを考慮する。色調は現行のものを維持する。既設看板については、改修に合わせて順次ユニバーサルデザイン化を行う。

以下、案内・解説の種類ごとに今後の計画を示す。(現状と課題については第4章(3)公開活用の ための案内施設の整備参照)

(1) 史跡標識

犬山城前広場に、国宝犬山城の自然石銘板は設置されているが、史跡犬山城跡の史跡標識は設置さ

れていない。

文化財保護法に基づき定められた、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則って、史跡の名称、文部科学省、指定年月日、設置年月日を記載した史跡標識を設置する。

設置位置は、大手道入口に隣接する犬山城前広場の「国宝犬山城」の名称板の横に配置し、形式は角柱とする。正面には『史跡犬山城跡』の文字を印刻し、裏面及び側面にその他の情報を掲載する。

史跡標識で自然石を利用した他事例としては写真 6.37 がある。



写真 6.36 「国宝犬山城」自然石 銘板 (犬山城前広場)



写真 6.37 御影石角柱陰刻(史跡高山社跡 藤岡市)

(2) 総合説明板

現在、大手道の中門跡付近に『国宝犬山城』、松の丸付近に『史跡犬山城跡「城郭の構造と役割」』、本丸に『犬山城の歴史』の3基の大型総合説明板が設置されている。

そのうち、史跡の総合説明板には史跡名称と指定年月日の記載があり、犬山城下絵図(慶応4年~明治4年)と枡形の構造、曲輪についての解説が日英二か国語で記載されているが、文化財保護法に示された、指定理由、説明事項、保存上注意すべき事項等に加え、設置年、設置者も記載されていない。また、これらの総合説明板は三光稲荷神社の北側に設置されているため、史跡の範囲もわかりにくい。それゆえ、史跡の総合説明板の設置位置は史跡の入口である犬山城前広場が望ましいが、顕彰碑等が多

数配置されていることもあり、これらの再配置も含めて検討する必要がある。犬山城に関しては国宝天守と史跡犬山城跡という指定がなされていることもあり、そのことを伝えるのであれば、国宝犬山城の総合説明板と史跡の総合説明板を並べて設置することも考えられる。

板面には史跡であることを主として、史跡の範囲や立地環境がわかるように大手門枡形跡や木曽川まで含めた範囲の図を示し、史跡としての価値について幅広い世代が理解できるような内容で記載する。また、QRコードを使った詳細説明や多言語解説、AR、VRなども組み込むことを検討する。QRコードは、その画像を印刷して自由に貼ることができ、修正も自由に行える



写真 6.38 板面に QR コード(多言語解説・3D 再現機能付き) 及びFree Wi-Fi を組み込んだ総合説明板(史跡仙台城跡 仙台市)

うえ、既設の説明板に貼ることで限られた板面を有効に使うこともできる非常に有効な手段である。 参考例として、史跡松代城跡では総合説明板の文字に点字の透明シートが貼られており、また全体

第6章 整備基本計画 6-7-1 サイン等整備

図の堀や土塁にも同様に触れることでその範囲がわかるように加工が施してある。 史跡犬山城跡においても、ユニバーサルデザインに配慮した形状および板面の表示方法を検討する。

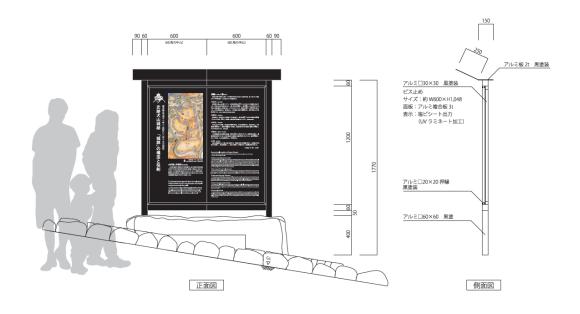


図 6.21 既存の総合説明板の仕様 (新設・改修する説明板もこのイメージに倣う)



写真 6.39 板面の文字の下に視覚障害者の ための点字シートが貼られている (史跡松代城跡 長野市)



写真 6.40 板面拡大写真。異なる形状の加工により対象物を説明している (史跡松代城跡 長野市)

(3) 個別説明板

個別説明板の設置については、門や櫓などの現存しない建造物や犬山城の縄張を構成する曲輪の存在を現地で解説することが効果的であるため、来訪者が史跡として見学可能なエリアの曲輪内や門跡、建造物跡に整備する。既存の説明板については順次更新することとし、車イス利用者にとっては読みにくい高さであることから、新設にあたっては、高さを抑えて盤面に傾斜を持たせた形状に改める。バリアフリーの観点から、説明板の板面には点字機能及び音声ガイダンスを設置する。特に、天守など構造上、車イスや足元の不安な方がアクセスできない場所については、解説する内容に関連したさわれ

る模型の設置を併せて検討する。現物が移築されていたり、発掘調査で遺構の状況が判明しているなど情報が得られているものについては、写真や図面、絵図、AR なども多用し、復元建造物に代わる手段として位置付ける。これらの情報をすべて板面に配置すると板面が大きくなり、説明したい対象が見えにくくなったり、史跡の景観上望ましくないことから、既存の説明板に QR コードを組み込み、情報をスマートフォンで読み取ることを検討する。

なお、十分に情報が得られていない遺構については、史跡の景観ならびに本丸の利活用にも配慮して、「○○櫓跡」などの遺構名を示したプレートを地面に設置するなど存在を明示するのみとしたり、設置場所が限定されることによって現地の説明が不十分になる点については、ルートや解説を掲載したパンフレットやマップアプリ等を活用し説明を補足する。

大手門枡形跡の一部である犬山城入口ゾーンは、発掘調査や絵図、古写真により当時の様子を知ることができる重要な場所である。史跡指定地外も含めた大手枡形全体の説明板を犬山城入口ゾーンの南側導入部近くに設置する。

板面には、犬山城における位置づけや城下町との関係、変遷などについて研究成果も含めた解説を行い、門と塀、堀、橋、土塁などの枡形を構成する要素の往時の姿を描いた全体のイメージ図も掲載する。

現在の地形と往時のイメージ図を比較対照できるように、説明板は床置型の低いものとして、全体イメージ図のアングルと同じ位置に設置する。



写真 6.41 ユニバーサルデザインに対応 した個別説明板(板面傾斜型) (史跡松代城跡 長野市)



写真 6.42 ユニバーサルデザインに対応した曲輪説明板 (床置型) (特別史跡安土城跡 近江八幡市)

(4)誘導案内板 観光案内板

固定式の誘導案内板は史跡指定地内2箇所に設置されているが、いずれも大手道入口の近傍や第一駐車場の近傍に設置され、国宝天守のある本丸への方向を示したり、犬山城のみならず、史跡周辺にある観光施設や文化施設への方向や距離を示している。来訪者を犬山城の縄張りの入口である大手道入口へ誘導することが重要であり、現況の誘導案内板はその目的を果たしているため、新たな箇所への新設は行わない。また現在、仮設式の誘導案内板も設置されているが、犬山城の公開状況によって設置位置や記載内容を変化させる必要があるため、今後も仮設として配置し、更新の際には史跡全体で統

第6章 整備基本計画 6-7-1 サイン等整備

一されたデザインで耐久性のある素材への変更を検討する。また、バリアフリーにも配慮し、ベビーカーや車イスなどを使って移動する場合の推奨ルートについても仮設式の誘導案内板で対応することとし、同時にパンフレットやマップアプリ等などでも情報を発信していく。

史跡指定地内の主要動線は大手道しかないため、災害時には避難ルートとなる。また、史跡内の2つの神社の境内地も災害の際には避難ルートとなり得るため、固定した避難ルートの設定は行わず避難 誘導のための案内板は基本的に設置しない。

観光案内板は犬山市観光協会が主体となって設置しており、史跡指定地内に設置されているものはいずれも可動型の仮設案内板である。これらも犬山城や周辺施設の公開状況により設置位置や記載内容に変更が出る可能性があるため、今後も現状の形態を維持するものとする。

ベビーカー置場などの位置を示す案内板については、わかりやすいデザイン、配置に留意して、必要 に応じて設置、更新を行う。

動線計画に示した通り、史跡犬山城跡への来訪者を最初に犬山城入口ゾーンに誘導することとし、 本町通りに面した敷地南東隅に案内板を設置して、本町通りを西に曲がり、南側から大手口に入ると いう往時の入城ルートへ誘導する。案内板は犬山城入口ゾーンの眺望を阻害しないように床置型とし、 本町通りを通行する人の目につきやすいようなデザインとする。

(5)注意看板

現在、史跡指定地内に設置されている注意看板は仮設式のものがほとんどで、見学ルート上の見えやすい場所に設置されている。それらは可動型の軽量タイプのもので、設置の緊急性と用途に応じて使い分けができるため、今後も仮設式の設置を継続する。また、海外からの来訪者にも対応できるようピクトグラム入りで表記するなど情報の伝え方にも工夫する。

史跡内の石垣については、現在明らかに危険性が指摘される箇所はないが、見学ルート上にある石垣で、地震や豪雨などの際に崩落などの危険が生じる可能性がある箇所については、来訪者に立ち入り禁止区域などを伝える必要がある。

通常は史跡の入口となる部分に、史跡内での禁止事項の周知や危険箇所への注意喚起、設定された 園路外への進入禁止や史跡内でのマナー啓発を目的として総合案内板が設置されている。史跡犬山城 跡にはこのような総合案内板は設置されていないが、遺構保護や史跡としての歴史的景観の保護等の 観点から来訪者に史跡におけるマナーやルールを周知、徹底させることは来訪者が安全、快適に史跡 内を周遊できることにもつながると考えるため、史跡の入口となる大手道入口付近に恒久型の注意看 板を設置することを検討し、整備を行う。

史跡入口に設置する注意看板には、全体案内図と有料エリア等の区分、開場時間などの情報の他、禁止事項等の情報を掲載する。



写真 6.43 全体案内図及び公園内での禁止行 為を掲載した総合案内板(安満遺跡公園 大 阪府高槻市)



写真 6.44 史跡内の見どころを掲載した看板 (左)及び史跡公園の総合案内板(史跡唐子・鍵 遺跡史跡公園 奈良県田原本町)

(6) 眺望説明板

現在、史跡指定地内から天守を仰視できる視点場は犬山丸の内緑地と犬山城前広場である。これらの場所には天守への視点場であることを伝える眺望説明板は設置されていない。犬山丸の内緑地の一番高度が高い場所には埋設型の眺望案内施設があるが、犬山城天守とその周辺城郭(小牧城、岐阜城)の方角を示すのみである。今後は、眺望する方向に向かってそれらの城郭とその周辺景観も含む案内板を、眺望を阻害しない位置に案内板と眺望先が対照できるよう傾斜型の説明板を設置することを検討する。

以上の点と合わせて、パンフレットやマップアプリ等にも天守の眺望点を記載するなど、情報発信 の方法も検討する。

史跡甲府城跡

所在:山梨県甲府市

種別:城跡

<板面>

内容:

- 甲府城から見た東側の景観をイラストで案内
- 視点場から見える眺望対象の名 称を表示

<材質>

架台:金属

板面:金属板印刷

自立・傾斜型



写真 6.45 眺望説明板(板 面拡大)

写真 6.46 眺望説明板

(7) デジタルサイネージ

デジタルサイネージは、コンテンツを変えるだけで多種多様な情報の提供や更新が可能であることから、情報提供や空間演出、販売促成、広告表示等を目的として使われる手法で、近年は博物館などでも多く使われるようになってきている。

大手門枡形の一部である犬山城入口ゾーンは、城として重要な場所とであるという歴史的価値に加 え、来訪者の犬山城見学の出発点という史跡整備上の位置づけ、本町通に面し城下町を散策する観光 客も立ち寄る場所となることが想定される。

大手門枡形や犬山城の総合解説においては、多言語化や音声による対応、犬山城復元 CG、ドローン撮影動画等の再生などの様々な表現を行う。

また、周辺に点在する犬山城関連の史跡や建造物、季節に応じた観光情報など、広域連携のツールとしても活用を図る。

近年増加している災害や防災に対する情報のリアルタイムでの発信、防犯などの情報も発信する。 設置場所は、できる限り多くの人の目に触れる場所で、史跡としての景観や遺構の見え方に影響が ない場所とし、休憩所内のモニターでも情報提供を行う。

(8)説明パネル

説明パネルは、復元を行わない堀と土塁の関係が現地で理解できるように令和3年度に実施した発掘調査の1トレンチの成果に基づき、写真や土層断面図などを掲載し、土塁に関しては、今後予定している北側の発掘調査で得られた所見についても記載する。土塁や堀について規模が記載された絵図や、修理について描かれた絵図なども併せて掲載し、破損した堀や土塁が修復されて幕末まで継続してき

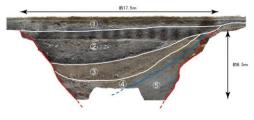
たことを開設する。 設置場所は、堀と土塁の関係性 を現地で理解しやすいように、1トレンチの断面と同 じ向きとし、隣接する民家に対する目隠しとしての機 能を果たせるように、敷地西側境界付近に設置する。



堀平面写真 (右が北)



写真 6.47 視界の遮蔽可能な高さのパネル を並べた例



堀断面写真 (西壁)

- ① 福祉会館建設に伴う整地
- ② 昭和期(戦後)の埋土
- ⑤ 廃城後の埋土

④ 明治から昭和期(古)の埋土

③ 明治から昭和期(新)の埋土

図 6.22 トレンチの発掘調査情報

(9)模型

大山城入口ゾーンに、大手口と大手門枡形を構成する堀や土塁、門や塀などの建造物を表現した大手門枡形周辺模型と、大手門枡形を含む城内全体の曲輪の配置を表現した模型を設置する。いずれの模型も視覚障害者の方にも理解してもらえるよう、さわれることを前提とした仕様とする。

a. 大手門枡形周辺模型

縮尺 1/100 程度で、大手門や塀、石垣などの建造物・構造物を表現し、現地での復元が困難な大手門 枡形跡周辺の往時の姿を理解してもらう。

大きさは1m四方程度とする。この規模であれば車イス利用者も模型全体に手が届くことから、台座 の高さは机程度とし、台座の下には足を入れることができるような構造とする。

堀、土塁等の位置関係を現地の状況と比較しながら理解できるよう、大手口の周囲が見渡せる位置に設置することとし、表現性とさわることに対する安全性のほか、強度や耐候性に優れた素材を検討する。

b. 城内全体模型

大手門枡形から各曲輪、城山外縁部配置と高さ 関係を理解してもらうための地形模型とする。

南北が約 500m あるため、さわることができる 模型とすることを考慮して、大きさが 1 m四方程 度となるよう縮尺を 1/500 程度とする。地形模型 は、高さと水平方向の縮尺を本来の比率で表現す ると立体感が伝わりにくいため、大手門枡形と本 丸の比高差が小さいことを考慮して検討する。

台座の高さ、構造は大手門枡形周辺模型と同様 写真 とするが、設置場所については、休憩所内を含め て検討することとし、設置場所に適した素材を検討する。



写真 6.48 特別史跡多賀城跡政庁復元模型:青銅製

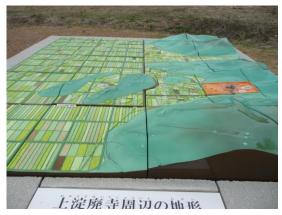


写真 6.49 史跡上淀廃寺跡周辺地形模型:陶器製



写真 6.50 史跡金山城跡地形模型:ステンレス積層

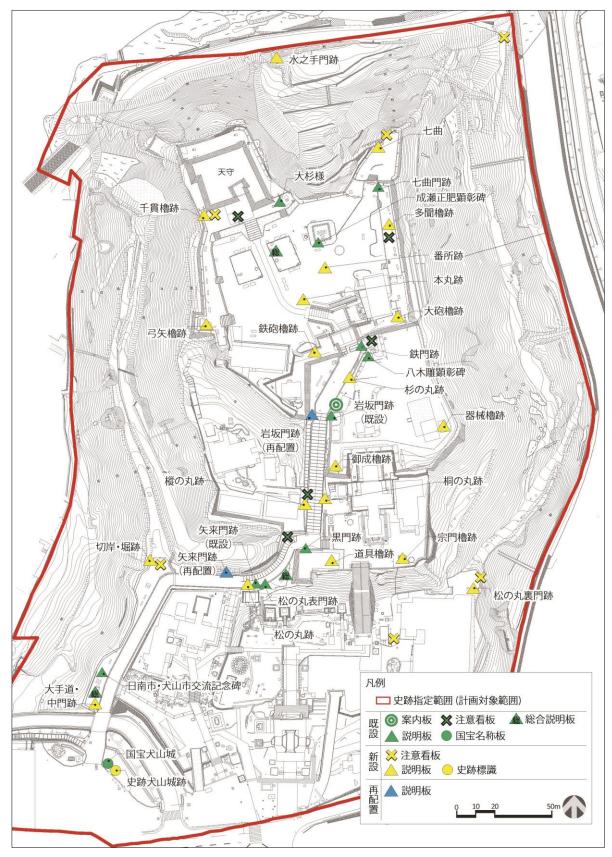


図 6.23 案内・説明施設の分布図 (既設・新設・再配置) (その1)

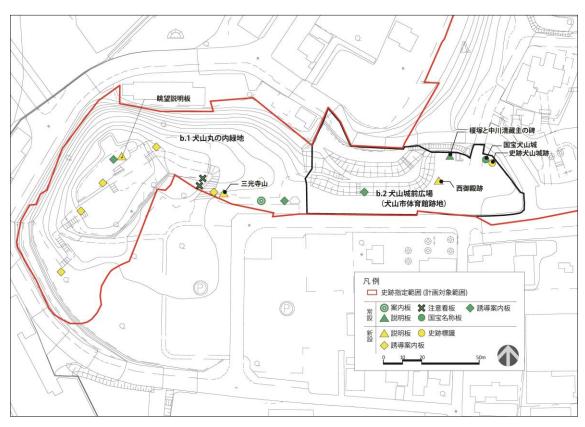


図 6.24 案内・説明施設の分布図 (既設・新設) (その2)

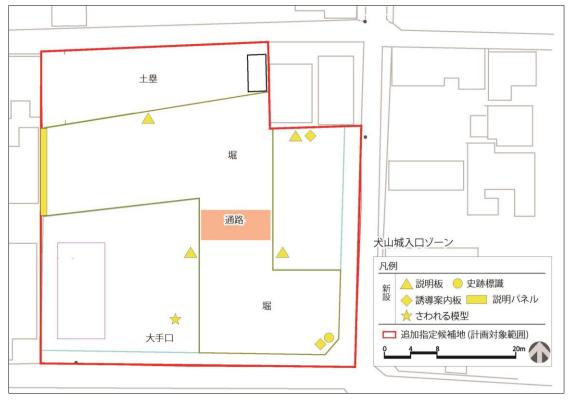


図 6.25 案内・説明施設の分布図 (新設) (その3)

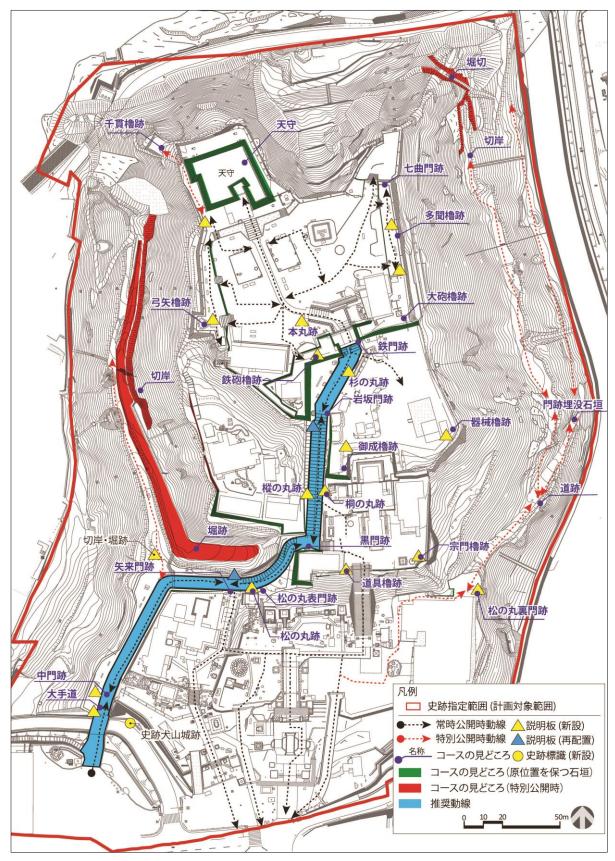


図 6.26 史跡内の見学コース (常時公開コース・特別公開コース) のサイン整備計画図

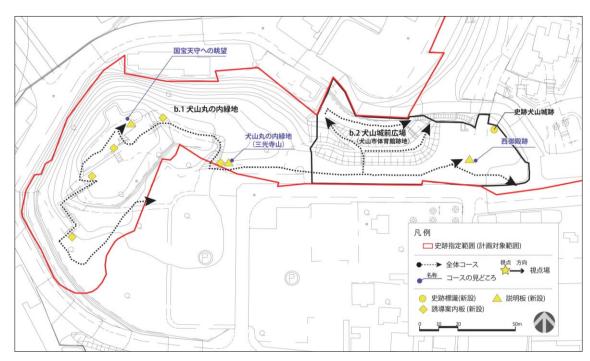


図 6.27 史跡内の見学コース (全体コース) のサイン整備計画図

(8) 犬山城周辺エリア

大山城の本来の城域について理解を促すためには、史跡指定地外についての案内・説明施設についても併せて検討していく必要がある。現在、城下町を中心に、大山城に関連のある文化財や有形・無形の文化財が点在しており、それらの説明板、方向表示標柱や観光案内板などが設置されているが、特に木製の案内・説明板については老朽化により、板面の表示や文字が見えにくくなっている施設も散見される。また使用される素材についても木製のものや鉄塗装のものなど、様々であり、デザイン等も統一が図られていない。少なくとも本エリアの案内・説明施設においては、更新の際に設置目的別の仕様の統一化を図り、老朽化し、機能が果たされていない施設については撤去及び新設を検討する。

また、城下町には最寄りの駅(名鉄犬山駅、名鉄犬山遊園駅)から史跡までの経路に天守を仰視できるビューポイントがあり、特に本町通り上のポイントについては案内板等の新設が難しいため、パンフレットやマップアプリ等でビューポイントとして情報を提供する等の対応を行う。本町通り以外の経路上のビューポイントについてもパンフレットやマップアプリ等での情報提供に加え、それぞれの視点場に「ここから犬山城天守が見えます」といった情報をピクトグラムや各視点場からの天守の見えがかりの写真とともに、眺望看板として設置する。

多くの人々が利用する名鉄犬山駅の構内には犬山城や犬山城下町の方向を示す表示が改札口に設置され、また改札口を出てすぐの場所に「犬山観光案内所」があり、城や城下町あるいは他の観光施設への情報を提供している。さらに、駅の2階から天守を眺望できるようになっている。

大山の玄関口である大山駅を訪れた人々に大山城跡に関心を持ってもらい、城跡へと足を向けてもらっためには、大山駅周辺への案内板設置等、情報発信が必要であることから、これらの方法について関係機関、民間事業者等と協議していく。

第6章 整備基本計画 6-7-1 サイン等整備

駅に史跡のガイダンス的機能を持たせた一例としては JR 飯田橋駅や JR 四ツ谷駅のものがあるが、いずれも鉄道利用者をはじめ多くの来訪者に駅近辺の歴史に興味を持ってもらう工夫がなされている。



写真 6.51 江戸城外堀史跡展示広場 (JR 四ツ谷駅構内)



写真 6.52 史跡周辺案内図及び江戸 城外堀跡散策案内図(JR 四ツ谷駅改札 口横)



写真 6.53 史跡眺望テラス (奥) と史 跡説明板 (JR 飯田橋駅 2 階)



写真 6.54 路面に設置された天守へ の誘導案内板(史跡小田原城跡)

6-7-2 管理施設整備

史跡指定地内の管理施設については、破損や劣化が見られる際には都度補修あるいは更新が行われているため、現在、早急に新設すべき施設は存在しない。なお、既存の管理施設については老朽化 や破損が見られる場合は必要に応じて計画的に改修、取替を行う。

以下に管理施設における整備方針を整理する。

管理施設	整備方針							
拡声器	・自動放送可能(多言語対応)な放送設備の導入と合わせて更新を検討する。							
・本丸								
木柵	・現状維持を基本とする。							
・大手道	・天然木を使用している柵については、次回の更新時に耐久性の高い擬木やプ							
・犬山丸の内緑地	ラ擬木などへ変更する。							
安全柵 (木柵)	・擬木やプラ擬木を使用している柵の更新が必要な際には、既存の仕様で行							
・本丸	う。							
管理用柵 (木製)	・更新の際には、史跡全体での統一感を創出するために共通したデザインや仕							
	様を施す。							
柵(石柱、チェーン)	・現状維持を基本とする。							
・本丸	・更新の際には既存の仕様を踏襲し、史跡全体での統一感を創出する。							
・杉の丸								
柵(有刺鉄線)	・杉の丸の公開にあたっては、現状有刺鉄線となっている箇所を景観に配慮し							
・杉の丸	た柵に変更する。							
犬山城管理事務所	・現時点では必要に応じた改修に留める。老朽化に伴う建替え等については長							
・本丸	期的な視野の下で検討していく。							
券売所	・現時点では必要に応じた改修に留める。老朽化に伴う建替え等については							
	中・長期的な視野の下で、チケットレス化あるいはモバイル化など、その時							
	の社会における推進状況に合わせて検討していく。							
管理用門	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。							
・大手道	・更新の際には既存の仕様を踏襲し、史跡全体での統一感を創出する。							
・杉の丸								
倉庫	・現状維持を基本とする。							
・杉の丸								
落石防護ネット	・日常的な点検や維持管理による現状維持を基本とするが、施設の老朽化や破							
	損が見られる場合には必要に応じて改修及び取り換えを行う。							

(1) 拡声器

災害発生時に自動放送機能により避難指示を行うことができ、多言語、緊急地震速報等にも対応 した放送設備を導入する際に、既存の機器で対応できない場合は更新する。

(2)柵

来訪者の誘導及び安全対策として、見学者動線付近の危険個所に安全性、耐久性が高く景観に配

第6章 整備基本計画 6-7-3 便益施設整備

慮した柵もしくは低木や草本類による人止め植栽帯を整備する。また、杉の丸の貯水槽や給水施設などの周囲にも管理用の柵を巡らせる。

入口ゾーンの土塁遺構表示で立体的な表現を行う場合に、法面の勾配が急で転落時に怪我をする可能性のある高さに設定する場合にも低木や草本類による人止め植栽帯、柵等により安全対策を図る。



写真 6.55 櫓台の転落防止柵 (史跡旧 二条離宮)



写真 6.56 堀の侵入防止植栽帯(史跡松 代城跡)

6-7-3 便益施設整備

史跡指定地内の便益施設のうち、売店と天守前雨除けテントを除く施設については、現状維持を 基本とし、新たな箇所に新たな施設は設置しない。施設の老朽化や破損が見られる場合は必要に応 じて計画的に改修する。

売店について、除却した場合は発掘調査を実施し、史跡の本質的価値を示す遺構等が検出された際には遺構を保存するとともに、遺構の平面表示あるいは遺構の顕在化も含めて検討する。

以下に便益施設の整備方針を整理する。

便益施設	整備方針
天守前雨除けテント	・登閣者数を適切に管理する等、入城方法やシステムの見直し行い、天守に対し
・本丸	て適切な施設の設置を検討する。
売店	・将来的な撤去に向けた検討を行う。撤去後、発掘調査を行う。
自動販売機	・緊急時及び災害時の飲料提供ベンダーとしての機能を備えた機種の設置につい
・本丸	て検討する。
神社	
トイレ	・日常的な点検や維持管理による現状維持を基本とするが、施設の老朽化や破損
・本丸	が見られる場合には必要に応じて計画的に改修する。
• 神社(市管理)	
・犬山城入口ゾーン	・南西部(大手口)の福祉会館基礎により遺構が攪乱されている部分にトイレを
	新設する。
水飲み/散水栓	・植栽への水やりやイベント時の給水利用を想定し、遺構に影響がない部分に散
・犬山城入口ゾーン	水栓を配置する。
	・水飲みや手洗いはトイレを利用することとし、別途設けない。
休憩施設(休憩所・ベンチ	・現在は更新の時期ではないが、次回の更新時には災害時に使用するツールを収

便益施設	整備方針
等)	納できる収納ベンチの設置や座面が擬木の擬木ベンチ等を検討する。
・本丸	
・犬山城入口ゾーン	・南西部(大手口)の福祉会館基礎により遺構が攪乱されている部分にトイレと
	一体となった休憩所を建設する。
	・地域の防災拠点としても機能するよう、屋外には防災ファニチャー(収納ベン
	チ等)の設置を検討する。

(1) 天守前雨除け施設

将来的には仮設物ではなく、史跡の歴史的景観に調和するようにデザイン性を考慮しながらも防風、防雨対策として十分な機能を発揮する恒久的な便益施設としての更新を検討する。合わせて、防犯のための手荷物検査所としての機能を付加することも検討する。設置にあたっては、現代的な工法・材料を用いるなど、来訪者に誤解を与えないよう配慮するとともに、天守の文化財的価値、史跡の本質的価値を損なわないよう、また、地下遺構及び天守の入口となっている穴蔵構造の視認性に影響を与えないことを考慮して、可逆的な施工方法を検討する。

(2) トイレ

大山城入口ゾーンから最も近い公共施設のトイレは大山市文化史料館本館にあるが、有料施設であり、誰でも自由に使える状況にはなっていない。大山城入口ゾーンを史跡大山城跡見学の出発点として位置付けるにあたり必要な機能として、大山城入口ゾーンに必要最小限の規模のトイレを設置する。

男女別、またユニバーサルデザインに基づくバリアフリートイレ (オストメイト対応、ベビーチェア付き、オムツ替えシート付き、介助用ベッド付き、手すり、引き戸式扉及び開・閉ボタン等)、授乳室等を設置する。

設置場所は、南西部(大手口)の福祉会館の基礎により遺構が攪乱されている部分とするが、事前 に発掘調査を行って遺構の残存状況を確認し、遺構が確認された場合は保護盛土により確実に保護を 行ったうえで設置する。

(3) 休憩所

史跡犬山城跡には、修学旅行や校外学習などで小中高生の団体が数多く訪れるが、史跡指定地及びその周辺には、降雨時の雨除けや夏場の酷暑に対する遮熱の機能を備えた休憩所はない。また、日本語や外国語によるガイドの要請も多く、ガイドボランティアの活動も盛んであるが、依頼者との待合場所として定常的に利用できる施設はない。トイレ同様、史跡犬山城跡見学の出発点に必要な機能として、犬山城入口ゾーンに休憩所を設置し、ガイドボランティアの待合場所としても活用できるようにする。

休憩所では、座って休みながら史跡犬山城跡の概要を知ることができるように、簡単なパネル展示や解説映像の上映などを行う。また、休憩所内にさわれる模型を設置することも検討する。

第6章 整備基本計画 6-7-4 インフラ施設整備

施設の規模は、見学に訪れた1クラス(35人程度)が利用することを想定し、また、ボランティアガイドの待合場所としても必要最小限の規模とする。

設置場所は、南西部(大手口)の福祉会館基礎により遺構が攪乱されている部分を利用することとし、トイレと一体的に設置する。大手口は、絵図に「廣庭」と書かれたものもあり、本来は建物がなく、広場的な活用をされていた場所であるが、犬山城入口ゾーン周辺は都市化が進み、施設の設置が可能な公有地、未利用地はない。また、ゾーン内の他の場所に設置しようとした場合には、遺構の復元、顕在化に支障が生じるため、他に適地がないのが現状である。

建設にあたっては、事前に発掘調査を行って遺構の残存状況を確認し、遺構が確認された場合は 保護盛土により確実に保護を図るとともに、来訪者に城郭建造物であるという誤解を与えないよう、 デザインにも配慮する。

(4) 散水栓

散水栓はトイレに使用する上水道とともに前面道路より引き込み、大手口と大手門枡形の遺構が 攪乱されている部分に配置する。

(5) ベンチ

ベンチは、来訪者の誘導を目的として堀の西側に並べて配置し、ここから大手門枡形の方向を向いて AR による復元映像を見るなど、大手門枡形についての情報を得る場として活用する。

ベンチは地下遺構等に配慮した据置式とし、SDG s や抗菌・抗ウイルスを考慮した再生木材を座面に使用したものなど、環境に配慮した仕様とする。

また、史跡地内になると基本的に火気の使用は禁止となるが、災害時に犬山城来訪者などが仮非 難することも想定され、防災収納ベンチ等についても検討する。



写真 6.57 据置式の座面再生木材ベンチ (©株式会社コトブキ)



写真 6.58 防災収納ベンチ (唐子・鍵遺跡)

6-7-4 インフラ施設整備

史跡指定地内のインフラ施設については、管渠の経路や引き込みの位置やつなぎ込み箇所の確認 を行う必要がある。また、今後の発掘調査の結果、管渠が遺構の保存に影響を与える可能性が考え られることが判明した場合には、遺構に影響を及ぼさない位置、深さに配置を変えるなどの措置を

取る。

基本的には、史跡全体のインフラ施設については現状維持に留め、防災設備の設置に関するもの、 大山城入口ゾーンに関するものを除き、新たな施設は設置しない。

大山城入口ゾーンについては、来訪者の憩いの場、大山城を体感できる場としての活用を前提と して、上下水道、電気設備等の整備を行う。

以下にインフラ施設における整備方針を整理する。

ノンフニ佐凯	救 <i>供</i> 士纠							
インフラ施設	整備方針							
上水道	・現状維持を基本とする。							
	・更新の際には既存の仕様を踏襲する。							
	・引き込みの位置や管渠の経路、管の形状、埋設の深さ等の確認を行う。							
・犬山城入口ゾーン	・遺構の状況に配慮して、道路内の上水道管からトイレ、散水栓に引き込みを行う。							
下水道 (汚水)	・現状維持を基本とする。							
	・更新の際には確認調査を実施し、管渠の経路、管の形状、埋設の深さ等について							
	遺構への影響に配慮した仕様に改める。							
	・流末の位置や桝の位置等の確認を行う。							
・犬山城入口ゾーン	・トイレの排水を遺構の状況に配慮して埋設した管路にて敷地南側の市道の汚水							
	管へつなぎ込みを行う。							
側溝 (雨水)	・側溝は現状維持を基本とする。							
	・流末の位置や管渠の経路、管の形状、埋設の深さ、桝の位置等の確認を行う。							
・犬山城入口ゾーン	・敷地内の排水は敷地内処理を前提とするが、トイレや休憩施設の屋根排水につい							
	ては道路側溝への排出を検討する。							
給水ポンプ・貯水槽・送水	・現状維持を基本とする。							
管								
・杉の丸								
電気(埋設)	・現状維持を基本とする。							
	・埋設位置、管の形状、埋設の深さ、ハンドホールの位置等の確認を行う。							
・犬山城入口ゾーン	・旧福祉会館で使われていたハンドホールより電気引き込みを行う。地区内は遺構							
	レベルに配慮したうえで地下埋設にて必要箇所へ配管、配線を行う。							
電線(架空)	・歴史的景観の維持及び防災の面から、発掘調査を実施して遺構の残像状況を確認							
・本丸	したうえで地中化を検討する。							
• 犬山城前広場								
・ 犬山丸の内緑地								
電灯	・現状維持を基本とする。							
・本丸	・更新の際には省エネ効果の高いLEDへ変更する。							
• 犬山城前広場	・ライトアップについては省エネ効果に加えて、演出性を高めた LED 照明器具へ変							
・ 犬山丸の内緑地	更する。							
	・今後も引き続き所管課において保守点検及び管理を実施する。							
・犬山城入口ゾーン	・夕方以降の来訪者の利用に供するため、ポール灯、足元灯を整備する。							
分電盤	・日常的な点検や維持管理による現状維持を基本とする。							
• 犬山城前広場	・今後も引き続き所管課である土木管理課において保守点検及び管理を実施する。							
・犬山城入口ゾーン	・道路脇の敷地内への引き込み位置に引込開閉器盤、分電盤を設置する。							

(1) 上水道

上水道は原則として福祉会館で引き込みを行っていた位置を踏襲し、道路沿いにメーターボックスを配置する。上水道の利用は散水栓とトイレであるが、配管予定箇所については事前に発掘調査を実施し、大手口や大手門枡形跡の近世の面を損なうことがないように配置する。

(2)下水道(汚水)

トイレや洗面所、清掃用流し等の汚水は、道路埋設の汚水管に排水する。敷地内汚水管の設置にあたっては、事前に確認調査を実施し、遺構及び近世面が攪乱された場所に配置する。

(3)雨水排水

敷地内の雨水に関しては基本的に場内処理を前提とする。

建物の屋根排水については軒樋を枡につなぐもしくは、雨落ち側溝に埋設した有孔管から敷地内 桝に集水して敷地周辺の側溝につなぎこむ。

堀の遺構表示として 30 cm程度の窪みを設けた場合は、周辺の水が堀に溜まることになるが、敷地 北側には土塁の遺構が浅い位置にあることから排水設備を設けて敷地外に排出することは難しいこ と、市街地においては、豪雨対策として敷地外への排出水量の制限が求められることなどから、排 水設備は設けず自然浸透を基本とする。

(4) 電気引き込み

トイレの照明や屋外の照明灯などの電力、トイレの空調設備用動力の必要量に応じた電気の引き 込みを行う。福祉会館で使用していた電気ハンドホールを確認し、使用可能な場合にはここを引き 込みの基点とする。

休憩所や入口ゾーンで通信を使用する場合には、電気引き込み同様に福祉会館時の通信引き込み 状況を確認し、使用可能な場合は更新利用とするが、使用できない場合には近接する NTT 柱からの 引き込みを行う。

(5) 分電盤

引き込みは1敷地1か所に限られるため、本町通に面した引き込み位置に隣接して開閉器盤、分電盤を設ける。通信を利用する場合には、分電盤の中に通信端子も組み込む。

6-7-5 活用施設整備

史跡指定地内の活用施設のうち、犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)は史実に基づく復元ではなく、活用 (お茶会)を目的として建てられた建造物であるため、撤去に向けた検討を進める。

また、投光器についても省エネ化と安全性を考慮した LED 化を実施するとともに、社会運動や社会問題に対する支援や啓発を促す「リボン運動」など、各種イベントにおける様々な天守のライト

アップにも対応でき、演出性の向上につながるよう色調の調整が可能な設備への変更を行う。 以下に活用施設における整備方針を整理する。

活用施設	整備方針
犬山城隅櫓兼茶室	・将来的に撤去を行う際には、撤去後、発掘調査を行う。
(永勝庵)	
投光器	・省エネと演出効果を高めるため、色調の調整が可能なLEDへ変更する。
・本丸	・現在、投光器が設置されている電柱は継続して使用し、電柱の先端に取り付ける
•城山外縁(整備対象)	設備の取り換えを行う。

(1)投光器

国宝天守の活用に供するライトアップ用投光器について、遺構保護の観点から従来の照明用ポールを継続して使用することを基本とし、その先端に取り付ける照明器具を省エネと演出効果の高い LED に更新する。また、併せて据置型の投光器の設置の可能性について検討を行う。

天守の最上階や石垣など照明器具からの距離が遠い部分でも明るさが低減しないような、照明器 具の角度と明るさ調整が可能な LED ランプに取り換えることにより犬山城天守の特徴がより明瞭に 表現可能となる。また、現在は通年、日没から午後 10 時まで単色(白色)による国宝天守ライトア ップが行われているが、今後はリボン運動等の社会運動や社会問題への支援、賛同、啓発等を目的 としたアウェアネスカラーライトアップとして、状況に応じて社会運動等に関するシンボルカラー を天守に照射する事業を通常のライトアップと併せて実施していく。このため、省エネ効果(CO²排 出量の削減、長寿命、省電力)と演出効果を高めるために、色調の調整が可能な LED へ変更する。 投光器の変更により、点灯操作、演出方法、照射角度の設定、色彩表現、色調調整等がすべてクラウ ドで一括管理でき、運用、管理が行いやすくなる利点もある。



写真 6.59 投光器の参考事例 (岡崎城跡 岡崎市)



6-7-6 修景施設整備

史跡指定地内の修景施設のうち植栽枡や木製プランターについては、日常の維持管理の範囲において破損等の点検、補修、清掃、植栽が行われており、現在、早急に更新あるいは新設するべき施設は存在しない。また犬山城前広場の土塀についても日常の維持管理において目視等による点検が行われており、早急に更新あるいは新設するべき施設は存在しない。これらの施設は基本的には現状維持に努める。

以下に修景施設における整備方針を整理する。

修景施設	整備方針
植栽枡	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。
・本丸	
木製プランター	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。
• 大手道	
土塀	・現状維持に留め、新たな箇所に新たな施設は設置しない。
• 犬山城前広場	・今後も引き続き所管課である土木管理課及において保守点検及び管理を実施す
	る。
修景樹木 (入口ゾーン)	・緑陰形成及び動線への誘導、道路への飛び出し防止等に必要な植栽について検討
	する。

6-8 防災計画

大山市では災害対策基本法第42条に基づき、市域の災害に対処するための基本的かつ総合的な計画 として「大山市地域防災計画」を定めている(概要は第1章「1-7-2 関連計画」、p. 21)。

また、特に国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡における防災に係る計画として「犬山城防災対策計画」を定める予定であり、防災計画の詳細については、「犬山城防災対策計画」で定めることとする。

本節では、史跡犬山城跡の防災対策に関する基本的な考え方を整理する。

犬山城の防災対策は、以下の基本方針のもと実施する。

<基本方針>

- ・ 設置する防災設備は、天守および史跡の構成要素の滅失・き損と人的被害の回避が十分に期待 できるものとする。
- ・ 設備等の設置にあたっては、文化財の価値を尊重し、以下のとおり配慮する。
 - ア 文化財への影響が最小限となるよう施工方法を検討する。
 - イ 史跡内での掘削を伴う場合は、過去に既に掘削された箇所を可能な限り掘削する。新規で掘削が必要となる場合、かさ上げや地上配管等により、掘削を行わない施工方法を検討する。 掘削が避けられない場合は事前に試掘調査を行い、遺構・遺物に影響がないことを確認したうえで掘削する。
 - ウ 設置する設備等は、機能が損なわれない範囲で見学ルートから見えない位置に配置し、色彩 を部材の色に合わせるなどして、意匠・景観を損なわないようにする。
- 整備した設備が有効に機能するよう、人員の増員などのソフト対策を併せて実施する。
- ・ 法定点検に加え、日々の目視点検等を確実に実施する。
- ・ 発災時に迅速な初期対応ができるよう、様々なシチュエーションを想定した防災訓練を実施する。
- ・ 防災対策に関連した情報を収集・整理し、関係者で共有する。

(1) 防火・防犯対策

ア. ハード面の対策

- ・ 犯罪行為の抑止と、日没後の帰宅者の安全確保を目的として、黒門跡から入場門の間に人感 センサー付き照明を新設する。
- ・ 犯罪行為の抑止及びき損等発生時の検証等を目的として、大手道の監視カメラを増設する。

イ. ソフト面の対策

- ・ 史跡内の建造物のうち、市が所有、管理するものについては、防災設備の改修を図る。その他 のものについては、所有者に設置をはたらきかける。
- ・ 建造物内での火気使用や宗教行事等での裸火使用時の対策の徹底を図る。
- ・ 史跡の保護を周知・啓発する注意看板を新設する。
- ・ 枯損木の伐採等を行い、延焼防止に努める。

(2) 地震・風水害対策

ア. ハード面の対策

・ 主要な避難経路となる大手道の再整備を行う。

イ. ソフト面の対策

- ・ 継続して目視による定期点検を行う。これまで行ってこなかった城山外縁地区についても定期的に点検を行うようにする。
- 管理対象木を計画的に伐採する。管理対象木の見直しを行い、必要に応じて追加選定する。
- ・ 史跡内の石造物のうち、高さのあるものについては、柵やチェーン等で離隔距離を確保する とともに、看板・掲示等により注意喚起する。
- ・ 暴風雨が予測される場合には、置き看板、のぼり旗等を一時撤去する。
- 地震、暴風雨発生後には、史跡内の点検を行う。
- ・ 降雨による斜面崩壊、石垣崩落の要因となるような排水上の問題の有無を把握するため、排 水調査を実施し、調査結果に基づいて対策を行う。

ウ. 石垣の対策

石垣の防災対策については、「6-3 遺構保存と環境保全計画」「(1)遺構保存計画」「c.遺構保存計画」に定める「石垣耐震診断及び活用方法の見直し」及び「保存修理計画」によるものとする。

(3) 避難経路の検討

・ 発災時に史跡内に来訪者がいることが想定されるため、避難誘導のためのルートを検討し、 史跡の所有者や観光協会、史跡の公開に携わる組織や団体等(現地ガイドなど)とも共有す る。またパンフレットにも避難経路を提示する。

(4) 体制の整備

ア. 災害時の連絡体制の整備

・ 日頃より消防署、警察署、所有者、地域住民、消防団等とコミュニケーションを図り、災害時 にスムーズな連携が取れるよう防災体制を構築する。

イ. 防災体制の整備

- ・ 毎年1月26日の文化財防火デー前後に、犬山市消防本部と犬山城管理事務所職員による合同消防訓練を実施している。今後も関係機関と連携し、継続して実施する。
- ・ 定期的に訓練を実施し、防災設備の点検と動作確認、役割 分担等を確認する。また犬山市、史跡の所有者、観光協会、 史跡の公開活用に携わる組織(ボランティアガイド)等と 連携し防災訓練や避難誘導のための誘導訓練等の講習を実 施する。



写真 6.60 文化財防火デーに おける消防訓練の様子

・ 現在実施している天守から本丸地区への避難訓練に加え、本丸地区から指定緊急避難場所(内 田防災公園)への誘導訓練も実施する。

(5) 日常管理、点検の徹底

- ・ 発災時に避難の妨げによる二次災害を防ぐため、日常の維持管理等により清掃ならびに史跡 内の施設の点検を引き続き徹底する。
- ・ 日常の維持管理等により、電気設備の点検や火気・可燃物の管理を徹底する。
- ・ 伐採樹木や剪定した枝葉などの可燃物を史跡地外へ搬出する。

6-9 公開・活用計画

史跡犬山城跡の本質的価値や発掘調査等の各種調査成果の積極的な公開と、発掘調査の成果に基づく史跡の本質的価値や特徴を活かした活用を行い、人々が集い、憩い、犬山城の価値を学ぶことができる場所と多様な機会を創出する。犬山市ではこれまでも調査成果の公開や教育現場における情報発信、専門家による市民向けの講演会や見学会等を行ってきた。また、ボランティアガイドによる来訪者へのガイドも行われている。今後もこれらの事業を継続して行っていくとともに、ICT(情報通信技術)の活用にも取り組む。さらに、現地で犬山城の歴史を体感できるだけでなく、より一層地域の宝、まちづくりの核としての犬山城への愛着を深める場を提供することで、人々の関心を高めると同時に、市民との協働による活用を目指す。

史跡犬山城跡の周辺には様々な文化観光施設や市域外にも犬山城の歴史に関連する様々な文化財が 所在しており、歴史や教育、環境、文化、観光などの多様な分野と接点を持っている。活用事業を実施 する際は、さまざまな関連機関と情報を共有し、連携を図りながら活用の幅を広げていく。

以下、(1) 史跡の公開、(2) 情報発信、(3) 史跡の活用、そして(4) 広域関連文化財と連携した回遊観光の4つの観点から、公開・活用に係る計画を整理する。

(1) 史跡の公開に関する計画

今後実施される調査、整備の状況、これまで非公開だったエリアを積極的に公開し、多くの人と犬 山城跡の価値を共有できる機会を設ける。

① 史跡内の非公開エリアの特別公開

- ・ 史跡内の非公開エリア(本丸千貫櫓跡、城山外縁東側・西側)を市が主催する史跡の見学会や 専門家による野外講義、現地説明会等のイベント時に限定して公開する。
 - 千貫櫓跡(本丸):(市職員同行時、専門家野外講義時)
 - 城山外縁東側・西側:(市職員同行時、専門家野外講義時、発掘調査等説明会開催時等)

② 発掘調査や史跡整備工事の公開

- ・ 発掘調査現地説明会の実施(これまで同様に説明会の継続及び資料配布)。
- ・ 発掘調査や整備工事の進捗についてホームページに掲載するとともに、映像を編集し、関連 施設(大山市文化史料館、市役所等)で放映する。

(2)情報発信に関する計画

史跡犬山城跡の本質的価値や歴史、各種調査成果、活用、整備の状況等について、情報を積極的に 発信し、理解と関心を深めることによって来訪を促す。

① 多様な組織・団体、専門家との協働による情報発信

専門家による野外講義、史跡犬山城跡の本質的価値の発信や世界遺産登録推進のための機運 の醸成を目的としたシンポジウム等を開催する。

- ・ ボランティアガイドとの連携を強化し、最新の調査成果などに関する情報提供を行い、天守 以外の史跡、城下町などの解説の充実を図る。
- ・ 犬山城みらいサポーターの活動状況をホームページや SNS を通じて発信する。

② 市や観光協会のホームページ、SNS、アプリケーション、既存施設と連携した情報の発信

- ・ 大山市の文化財ナビゲーションアプリ『大山たび』をとおして国宝天守や史跡大山城跡に関 する催し等(発掘調査現地説明会など)に関する情報を発信する。
- ・ 既存の施設(犬山市文化史料館等)での展示、公開、企画内容の更新を図り、国宝天守及び史 跡犬山城跡、城下町を含めたガイダンスを行う。
- ・ 視覚障害のある来訪者に向けた音声ガイド、点字による案内及びガイダンスの実施。

③ デジタル技術を活用した情報公開

- ・ AR 及び VR を活用した現存しない櫓跡や門跡の 再現及び復元
- ・ AR を活用した天守の架構構造の可視化 (スマホを天守外観にかざすと天守の柱構造が再現される等、松江城の事例) (『ストリートミュージアム』アプリの更新)
- ・ VR を活用した天守最上階から見た犬山城下町のパノラマ体験(『ストリートミュージアム』アプリの更新)
- ・ 車イス利用者等のための VR を応用したバーチャル天守 (内部) 及びバーチャル史跡体験の提供
- ・ 視覚障害者のための 3D プリンターを活用した天 守の立体模型の展示 (手で触れて体感)



図 6.28 3D 立体模型の展示事例(和歌山城)



図 6.29 当時の櫓や櫓台石垣の姿を CG で再現 (AR 活用)(佐賀県立名護屋城博物館 HP より引用)



図 6.30 当時の門の姿を CG で再現 (AR 活用) (佐賀県立名護屋城博物館 HP より引用)

(3) 史跡の活用に関する計画

史跡追加指定後に整備を予定している犬山城入口ゾーンについては、城下町のメインストリート

第6章 整備基本計画 6-9 公開·活用計画

である本町通り沿いに位置していること、かつては犬山城の玄関口であったことを踏まえ、犬山城の価値と魅力の発信拠点、史跡犬山城跡の見学の出発点としての役割を維持しながら、多様な活用のあり方を検討する。

① 多機能な拠点としての犬山城入口ゾーンの活用

- 休憩機能を持たせ、市民や来訪者の安全性や快適性を担保できる場として活用する。
- ・ 憩いの場としてのオープンスペースに、かつての城の入口であったことや犬山の歴史、文化 に出会うことができるサイトミュージアムとしての機能を一体化させることで多様なニーズ に対応できる場の創出を目指す。
- 文化財に関連する催事の会場として利用する。
- 災害時の一時避難及び待機場所として位置づける。

(4) 広域関連文化財と連携した回遊観光を目的とした計画

本計画では、犬山市内及び市外における史跡犬山城跡の歴史を補完する関連文化財を対象とし、これらの回遊観光という観点から整備を実施する。

① 犬山市文化財保存活用地域計画の関連文化財群と連携した観光ルートの設定

・ 「関連文化財群3 犬山城下町の整備と発展」に設定されたストーリーとの連携



図 6.31 「関連文化財群 3 犬山城下町の整備と発展」の主な構成歴史文化資源

・ 「関連文化財群 6 美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡」に設定されたストーリーと の連携



図 6.32 「関連文化財群 6 美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡」の主な構成歴史文化資源

② 犬山城に関連する他市町村との連携

・ 「小牧・長久手の戦い同盟」加盟自治体との連携強化を図り、小牧・長久手の戦いに関連する 文化財の歴史をについて学ぶことができるようなイベント、ゆかりの地を巡るラリー、シン ポジウム等を企画し、相互に開催するイベント等の PR を行うことにより観光面での相乗効果 を図る。



図 6.33 小牧・長久手の戦いゆか りの地のポスター



図 6.34 小牧・長久手の戦いゆか りの地におけるスタンプラリーに 関するポスター

第6章 整備基本計画 6-9 公開·活用計画

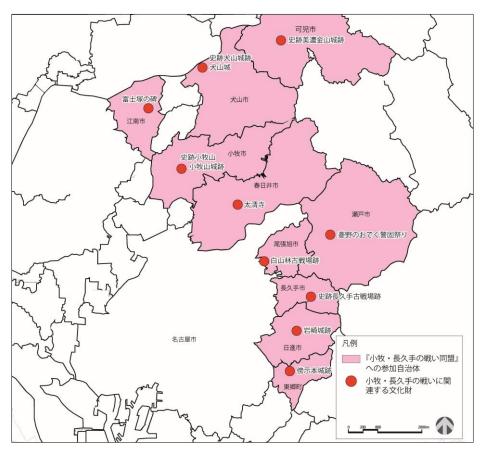


図 6.35 「小牧・長久手の戦い同盟」加入自治体の所在地及びゆかりのある場所、 催事等

6-10 事業計画

6-10-1 実施計画

表6.2に史跡犬山城跡における保存のための整備及び活用のための整備に関する年次計画を提示する。最優先で取り組む必要のある項目を「短期整備計画」に、所有者や他の所管課等との協議及び調整を行ったうえで、各種調査成果に基づき、整備の方向性を検討する必要がある項目を「中・長期整備計画」に位置付ける。

「短期整備計画」は令和7年度(2025)から令和16年度(2034)までの10年間の事業期間とし、「中・長期整備計画」については令和17年度(2035)以降として設定する。

費用面や体制面を考慮して、着実かつ効果的に整備を実行していくために、事業項目に優先順位 を設けることとする。

(1) 短期整備計画

a. 保存整備

a.1 石垣調査・カルテ作成

石垣調査及び石垣カルテ作成については、令和8年度(2026)の完了を目指し、翌年度に石垣調査報告書を作成する。石垣の安全性を確保するためには、日頃の観察が重要であるため、定期的にまたは地震、豪雨など変状の要因となる事象が発生した際に点検を行い、変状が確認された場合や新たな情報が得られた場合は、石垣カルテの更新を行う。

a.2 石垣の耐震予備診断、モニタリング、安全対策

石垣耐震予備診断を行い、結果に基づき活用方法の見直しや経過観察などの対処方針の策定を行う。見学動線、管理用動線、災害時動線の3つの動線機能が重なり、鉄門跡から桐の丸までの区間については迂回路の設定も困難な大手道の石垣をはじめとして、見学動線との取り合いが生じる箇所から優先的に対策を行う。

a.3 石垣保存修理

石垣調査、石垣耐震予備診断の結果に基づき、石垣修理計画を策定する。予備診断の結果、 対策が必要となった石垣のうち、活用方法の見直しによる人的安全確保が困難な石垣について は、基礎診断、必要に応じて専門診断を実施し、修理の必要な石垣から修理、補強等を行う。

a. 4 切岸・土塁・堀跡の保存修理

切岸面に生育している樹木の伐採を行う。切岸表層に亀裂が発生してロック状に崩落するなど、現状での維持が困難と判断される場合には亀裂充填などの浸食防止処理を検討する。

樅の丸西側の土塁については、特別公開を行うことによりこれまでよりも多くの人が通行することとなるため、発掘調査により規模と形状を明らかにしたうえで、適切な保護層を確保するための盛土を行う。

大手道の側溝から流入する雨水により洗堀される可能性がある箇所について、遺構の位置を 確認し、保護厚が不足する場合は洗堀部を復旧したうえで、排水構造物を設置する。

第6章 整備基本計画

6-10-1 実施計画

a.5 樹木管理(遺構保存)

遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木(石垣を損傷する恐れのある樹木、斜面を崩落させる恐れのある樹木、斜面の安定施設を損傷する恐れのある樹木)のうち、特に石垣を損傷する恐れのある樹木の伐採を優先的に行う。伐採後は経過観察を行う。

b. 公開·活用整備

b.1 犬山城入口ゾーンの整備

土塁北側端部及び枡形南側の堀の北側端部の確認調査を行ったうえで、大手門枡形跡の一部である犬山城入口ゾーンの堀、土塁の顕在化、案内・解説施設の設置、便益施設の設置等の整備を行う。

b. 2 大手道遺構平面表示

平面形状が改変されている岩坂門から鉄門の間及び黒門付近について、発掘調査を実施して 遺構を確認したうえで、かつての形状を平面表示する。

b.3 動線の整備

園路としての大手道について、発掘調査を行って遺構面を把握し、確実な保護層を設けたう えで、舗装の改修を行う。樅の丸東側の植栽帯の撤去も併せて行う。

b.4 説明・案内施設の整備

史跡標識の新設、曲輪・門跡説明板の新設、天守・櫓跡説明板の新設・更新を行う。 その他、来訪者を動線に導く誘導案内板・観光案内板や危険個所へ進入防止や史跡内でのマナーを伝える注意看板の設置も行う。

b.5 管理・便益・インフラ・活用施設の整備

投光器の LED 化のほか、公開を予定している杉の丸東側の有刺鉄線を景観に配慮した柵に更新する。

b.6 樹木管理(眺望確保)

各視点場からの本質的価値を構成する要素の眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木の伐採、剪定を行う。

c. 調査研究

大手門の写真分析、史資料調査及び門跡、建物跡の試掘調査については、中長期的視点を持って計画的かつ継続的に実施する。門跡、建造物跡の調査については、試掘調査により遺構が 残存する可能性を確認したうえで、本調査の実施について検討する。指定地外の遺構調査については、 出寅櫓跡の調査を優先的に実施する。

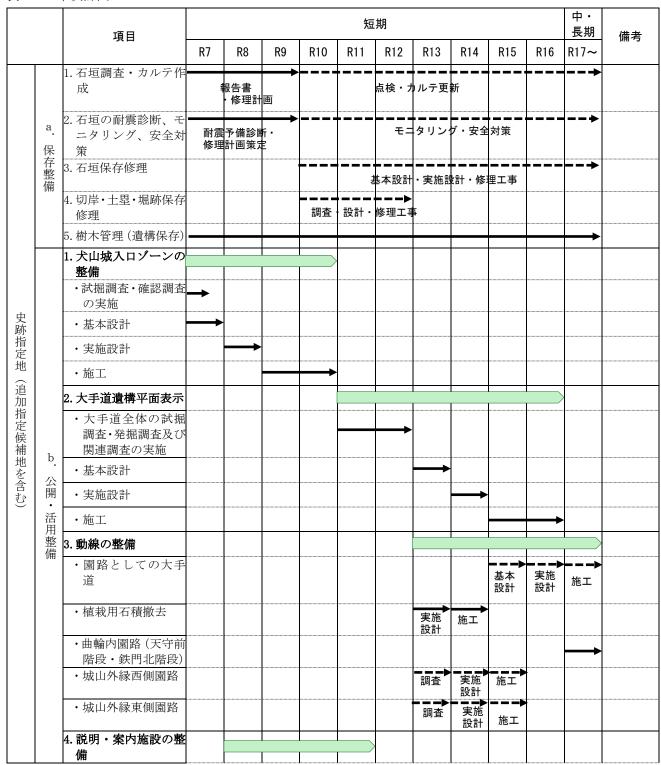
(2) 中・長期整備計画

動線整備のうち、天守前階段、鉄門北側の階段について、発掘調査を行って遺構を確認したうえで、復元整備を検討する。特別公開を行う城山外縁東側・西側の園路の整備を実施する。

天守前雨除け施設更新については、事例研究を行い、犬山城調査整備委員会での検討、文化庁との 協議を進め、天守の保存に影響を与えず、景観にも馴染む施設のあり方を検討する。

本丸内の売店、永勝庵(隅櫓兼茶室)については、防災上の活用や撤去について関係者と協議を行う。

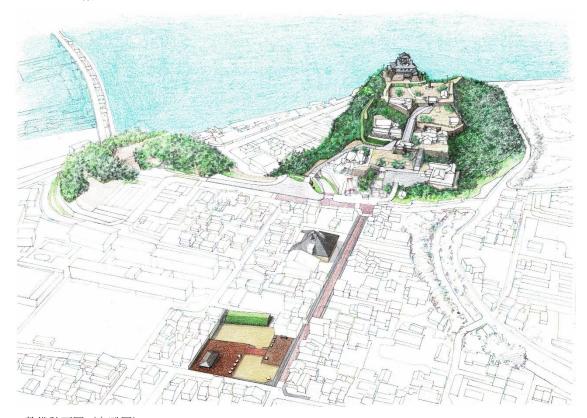
表 6.2 年次計画



第6章 整備基本計画 6-10-1 実施計画

		項目	短期									中· 長期	備考	
		XI	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17∼	210 - 2
'		・史跡標識(新設)												
		・曲輪・門跡説明板 (大手道上、新設)											→	
		・天守・櫓跡説明板 (各曲輪、新設・更 新)		基本設計	実施 設計	施工								土地所有者 と協議後に 実施
		・その他の説明板 (b. 景観保全ゾーン、新 設)												
		・誘導案内板 (b. 景観 保全ゾーン、新設)												所管課と協 議後実施
史跡指定地	ь.	5. 管理・便益・インフ ラ・活用施設の整備												
定地	公開・活用整備	・投光器												
		・柵(杉の丸)												
加指常		・天守前雨除け施設 更新											→	
(追加指定候補地を含む)		・売店・永勝庵(隅櫓 兼茶室)撤去					. – – –						→	
地を		6. 樹木管理 (眺望確保)												
含む)		1. 大手門の調査(発掘 調査以外)(史資料、												
	c.	文献、古写真等) 2. 試掘調査 (門跡・建物												
	調査	跡) 3. 史資料調査 (1. 以外)											→	
指定地外	研究	4. 史跡指定地外の遺構 調査											>	

6-10-2 整備計画図



整備計画図 (鳥瞰図)



整備計画図 (アイレベルスケッチ)